令和６年　第10回（定例）津　和　野　町　議　会　会　議　録（第２日）

令和６年12月17日（火曜日）

議事日程（第２号）

令和６年12月17日　午前９時00分開議

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　一般質問

本日の会議に付した事件

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　一般質問

出席議員（９名）

１番　道信　俊昭君	２番　大江　　梨君
４番　米澤　宏文君	５番　横山　元志君
７番　御手洗　剛君	８番　三浦　英治君
９番　田中海太郎君	11番　川田　　剛君
12番　草田　吉丸君	

欠席議員（２名）

６番　沖田　　守君	10番　寺戸　昌子君

欠　　員（１名）

事務局出席職員職氏名

局長　倉木　正行君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……	下森　博之君	副町長 ……	島田　賢司君
教育長 ……	岩本　要二君	総務財政課長 ……	益井　仁志君
税務住民課長 ……	中田　紀子君		
つわの暮らし推進課長 ……			宮内　秀和君
健康福祉課長 ……	土井　泰一君	医療対策課長 ……	清水　浩志君
農林課長 ……	山下　泰三君	商工観光課長 ……	堀　　重樹君
環境生活課長 ……	野田　裕一君	建設課長 ……	安村　義夫君
教育次長 ……	山本　博之君	会計管理者 ……	小藤　信行君

午前９時00分開議

○議長（草田　吉丸君）　おはようございます。

引き続いてお出かけをいただきましてありがとうございます。

これから２日目の会議を始めたいと思います。

沖田守議員、寺戸昌子議員より、欠席の届けが出ております。

ただいまの出席議員数は９名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第１．会議録署名議員の指名

○議長（草田　吉丸君）　日程第１、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第１２６条の規定により、１１番、川田剛議員、１番、道信俊昭議員を指名します。

日程第２．一般質問

○議長（草田　吉丸君）　日程第２、一般質問。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。発言順序１、１１番、川田剛議員。

○議員（１１番　川田　　剛君）　おはようございます。議席番号１１番、川田剛でございます。通告に従って質問を３点させていただきます。

まず、空き家情報バンクであります。

現在、津和野町空き家情報バンクに登録されている物件は、今何件ございますでしょうか。これまで賃貸契約、売買契約が締結された物件は何件ありますでしょうか。

空き家所有者が所有する空き家について、津和野町空き家情報バンク事業を活用する場合、賃貸契約、売買契約に至るまでどのような手続になるのかをお尋ねいたします。

また、空き家に関する各補助金は、例規において「空き家の改修は、同一物件に対して１回限り」「個人で改修する場合は、賃借人は３親等以内の親族でないこと」とございます。

この条項について検証すべきと以前お伝えしたことがありますが、所見をお尋ねいたします。

○議長（草田　吉丸君）　町長。

○町長（下森　博之君）　皆さん、おはようございます。１１番、川田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

空き家情報バンクについてでございます。

令和６年１１月末日現在、津和野町空き家情報バンクに登録されている物件の数は３２５件であります。また、空き家情報バンク事業が開始してからの累計の契約数は、賃貸契約が５６件、売買契約が２１３件となっております。

空き家の所有者が物件を津和野町空き家情報バンクへ希望される場合の流れにつきましては、まずは登録申込書等の必要書類を御提出いただき、所有者及び津和野町住宅相談員の立会いのもと、物件の確認をいたします。その後、物件の状態等を、書類を含め津和野町住宅相談員が精査した後、町のホームページに間取り等の空き家情報を公開し、入居者の募集を行います。更にその後、入居希望者から提出された入居申込書を所有者に御確認いただき、賃貸・売買とも双方の合意の後に契約の手続となります。

空き家に関する各補助金につきましては、空き家情報バンクへ登録を希望される物

件は築年数が古いものが多く、何らかの改修を必要とする物件がほとんどであることから、空き家の有効活用と津和野町への定住促進、地域経済の活性化のため、空き家改修事業補助金として改修費用の補助を実施しております。現在、この改修補助金の交付は「同一物件に対して１回限り」という規定が定められております。しかし、議員御指摘のとおり、家屋は経年とともに修繕が必要な箇所が発生する場合もあるため、改修後５年などの一定の期間が経過している場合には交付の対象となるなど、規定の見直しを今後検討する必要性を認めております。

一方、空き家改修事業補助金の要綱に定められている３親等以内の親族への賃借を制限する規定につきましては、この要綱においての空き家の定義が、津和野町空き家バンクに登録の物件となっておりますことから、３親等という近い血族間での物件の賃借の手続において、空き家情報バンクの制度を介するということは現実的でないと考えおります。

そのため、改修後５年間という期間においては、当該補助金の本来の目的に沿った利用という観点から、所有者自ら及び３親等以内の親族への賃借の制限は必要であるものと考えております。

大変恐縮でありますが、先ほど回答いたしましたところに誤りがありましたので、訂正をさせていただきたいと思います。

津和野町空き家情報バンクに登録されている物件の数３２５件、これに間違いはございませんが、空き家情報バンク事業が開始してからの累計の契約数でございまして、最初賃貸契約が５６件と申しましたが、賃貸件数が２１３件でございます。

売買契約が最初２１３件と申しましたが、売買契約が５６件、これが正解でございます。おわびを申し上げまして訂正をさせていただきます。

○議長（草田　吉丸君）　川田議員。

○議員（１１番　川田　　剛君）　まず、同一物件に対して１回限りという条項、これについて見直しを検討する必要性を認めているということでありますけれども、これ難しいと思います。

同一物件、ある古い空き家があって入りたいということで、その方が改修をされ、何年か住んだ後に出ていかれて、また新しい方が来たときに、その補助金というのは

同一物件１回だからということで使えないということで、こういった空き家を所有される、運用されている方にとっては、もう少し補助の枠は広げられないかといったような御意見だったというふうに伺っております。

そうした中で、これをじゃあどのタイミングで、毎年毎年人が代わるのに出ていく、出ていく、その都度その都度改修していては、どんどん補助金も使っていかれて、それはそれでどうなのかなというふうに考えるわけなんですが、一方でやはり水回りの部分ですとか、前に住んでいた方が経年劣化によって多少痛みがあって、それでも壁１枚変えるのは大変なお金がかかってくると。

そうしたときに、やはり必要な財源措置だと思いますので、このあたりしっかりやっていただきたいんですが、今後どのようなスケジュール、来年度で改定されるのか、まだ当分先になるのか、そのあたりのスケジュール感はいかがでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内　秀和君）　議員おっしゃるように、そういった同一物件には適用しないというルールは、今結論から申し上げますと、まだ検討中で結論は出ておりません。必要性は認めているものの、経年劣化に伴ういわゆる壁紙が剥がれたとか、障子が破れたとか、そういうものに関しましては、基本賃貸人と賃借人の方々が合意で解決していただくというスタンスにしております。

むしろ、我々が今考えておるのは、最初の空き家登録物件に入るとき、その改修費の補助金が、上限が事業費で１００万円の２分の１の５０万円という事業がございますが、この補助事業の拡充のほうをする形で今考えております。

要は、入居時のイニシャルコストを極力安く抑えて、入るためのハードルを低くするほうが、この空き家バンク事業がより活用が生かせるんじゃないかなというのを、現在かなり検討しているところでございます。

議員の御指摘のように、またスケジュール感がはっきりしたことは、まだちょっと決まりきってございませんので、今後決まりましたら、アナウンス等をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（草田　吉丸君）　川田議員。

○議員（１１番　川田　　剛君）　ありがとうございます。もう一点、その３親等以内

の部分なんですけれども、３親等というのは、これ祖父・親・孫、３親等になると思います。

これを近い親族と見るか、遠い親族と見るか、いろいろ考え方はあると思うんですけれども、今その課長がおっしゃいました１００万円の補助金、この３親等については、この１００万円の補助金を活用して住むというのは、一定の理解が分かるんです。

それは、恐らく近しい親族といいますか、いずれ一緒に住むといったようなところだと思うんですけれども、そうではなくて遠い孫、例えば３親等一緒に住んでいる世帯があったとして、その３親等の世帯とまた別の孫、もしくは３親等の親戚が来た場合、その方に、じゃあもう一軒家が空いているから、そこを使ってほしいといったときに使えない、恐らくそういったパターンのほうが、今我々のところに届いているところだと思うんですけれども、この３親等、確かに身内です。

身内なので身内のために改修して、それを貸すというのは確かにどうかなとは思うんですけれども、一方で、この定住施策の部分で考えたときに、空き家が解消されて住む方が増える、その状況というのは、例えば第三者で判断するなり、この場合は補助金が使えるというような、そういったプロセスは踏めないのかなと思うんですが、これはまだ検討を僕見直しの必要があるんじゃないかと思うんですが、いま一度、見解をお尋ねいたします。

○議長（草田　吉丸君）　つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内　秀和君）　おっしゃるとおり、空き家の改修とプラス定住対策、そういうことで考えれば、議員おっしゃるように３親等以内も含めてはどうかというのも、正直我々も考えていなくはないです。

ただ、現在、町内で我々が実施しています例えば民間賃貸住宅支援事業も、３親等以内は駄目よというくくりがございまして、これは県の補助要綱等にもあるということで、それに準じておるというような経過もございます。

ただ、一方で今津和野町においては、つわの住まいる事業というのを新しく立ち上げて、自分達が住む住居の改修費の補助事業も一方で立ち上げておりますので、できればそうした入居者の方々のケース・バイ・ケースにおいて、そうした我々どものメニューのうちから使い分けをしていただけたらなというふうなことも考えております。

第三者機関での判断もいかがかというお話でしたが、それちょっと制度設計の見直しにつきましては、そうしたいろいろ御提案をいただきながら、今後見直しも含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（草田　吉丸君）　川田議員。

○議員（１１番　川田　　剛君）　そういった事例もあるということで、承知していただきたいんですけれども、今そういった１００万円の補助があったりとか、住まいる事業があったりとかというのは、我々も議会におりますので、その都度いろんな情報を聞いております。

一方で、その移住して来られる方、またＵターンで帰って来られる方にとってのワンストップ窓口といいますか、そういったところについてなんですけれども、最初御答弁いただきましたいわゆる一例を挙げて、どういうふうな手続になるのかという質問をさせてもらったんです。

そのときに、まず空き家情報バンク、これ貸す側のほうですね、空き家情報バンク、希望される場合は、まず必要書類を提出して、それから、津和野町住宅相談員の立会いのもと、物件を確認し、その後、物件の状態を相談員が精査して、それで公開していくという流れだというふうにお聞きしましたけれども、この中で、いわゆる貸す側がいます。

例えば、僕の家を貸しますといったときに、今まで、令和３年度までは、町のそのまま空き家バンクに載っていたと思うんですけれども、今回、この住宅相談員さんが入られて、そういったトラブルがないように、恐らく町の職員さんでは、なかなか物件の状態がどういったものか分からないということで導入されたとは思うんですけれども、この住宅相談員さんの資格ですよね、これがいわゆる宅建の、宅地建物取引業法に基づく免許を持っていなければできないと。

逆に見てみますと、この士業、これが津和野町のこの業務の中でどういったところが業務になっているのかを、今御答弁では立会いと、それと精査というのがあったんですけれども、それ以外のところで、どういったところで業務として行われているのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（草田　吉丸君）　つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内　秀和君）　今御指摘の相談員の方は、町内の業者の方ですけれども、議員おっしゃるように宅地建物取引士等の資格も持っておられるというところでお願いしているところです。

今のその立会いとか、そういう精査というあたり以外のものに関しましては、具体的になかなかちょっと申し上げにくいんですが、例えば、宅建業法等に自ら賃貸の場合は、例えば、大家さんがいらっしゃって、借りる人がいますよね。自ら賃貸をやる、ＡさんがＢさんに貸す場合は、これは宅建業法の適用にはなりません。

どっちかというと、我々が心配しているのは、その下の民法とか、そうした借地借家法とか、そうした部分の適用要件にきちっとかなっているかどうかのチェックをしていただいているというようなことです。

例えば、退去時のトラブルでよくあるのが、敷金を納めているけれども、その敷金内で空き家の原状回復ができなかったと、これどうするんだとかいうような問題が出てきますが、この場合も、建物を返却してもらって、大家さんのほうが返してもらって、その後資金を返すというふうな、これは同時履行の関係じゃないんですね。そういうあたりの細かいところをきちんと相談員の方にチェックしていただく、そうしたことが、例を挙げて言いますと、そういったことが業務としてあると思います。

なので、ちょっと今町長の答弁の中では、さらっとした感じを受けたかもしれませんが、いろいろそうした法律的なところの解釈で難しい部分についても、相談員さんが間に入って、トラブルにならないように気をつけて指導していただいているというふうに御理解いただければと思います。

○議長（草田　吉丸君）　川田議員。

○議員（１１番　川田　　剛君）　分かりました。この住宅相談員さんが入ることによって、そのトラブルの解消を未然に防ぐという、そういった意味合いがあると。

ほかの町の状態で言いますと、この宅建を持った方の相談員さんがいない場合というのもありました。津和野町は、これまで恐らくそういった何かがあって、導入されたのかなと思いました。

僕もちょっと調べてみたんですけれども、どう見ても津和野町の業務の中に、その宅建さんが必要とする業務って何なんだと、ほかの町ではなくて、なぜ津和野町で必

要なのかというのでちょっと調べさせてもらいました。

そういったことでしたら、未然にトラブルを防ぐということで設置されたというのは分かるんですけど、一方で、司法書士さんも介されますよね。今は賃貸のお話だと思うんですけれども、売買の場合になってきますと物件の所有移転になります。そうしたときに司法書士さんが入っている。この場合でも住宅相談員さんが入って、やる必要があるんですか。

これいわゆる津和野町の空き家バンクの中で、売買の際にそういったことがあったという事例を伺いまして、その際に宅建さんの入ってくる必要性があるのかなというところで、これ全て入る。そういったところは要綱にも載っていませんでしたので、どういった状態のときに入るのか、必ず入るものなのか、その都度入るものなのか、そのあたりをお尋ねします。

○議長（草田　吉丸君）　つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内　秀和君）　基本的にはほぼ入っていただいております。というのが、津和野町の場合、売買の場合もほぼ、例えば都市部と比べたら、例えば２，０００万とか３，０００万とかいう物件は少ないです。おおむね５００万円以下の物件が多ゆうございますので、これ低廉の空き家に入ってくるわけですが、そうすると、当然津和野町には今不動産屋として看板を掲げている大きなところがございませんので、普通だったら不動産屋さんが仲介なりで入って、ちゃんと報酬規定も定められた中で売買契約を執り行うというのが通常でございますが、今そうしたことがない場合がほとんどでございますので、司法書士さんという選択肢もありますが、宅建士さんでそうしたことを間に入っていただいて、そういう売買契約の仲介業務をやっているわけじゃないですが、実際のそういう相談業務等を行っているのが実態です。

これは、実際宅建業法というのは、地方自治体でもできなくはないという法律上の解釈はあるんですが、そうは言いましても、じゃあ役場職員の中に、そうした法律に精通している職員がいっぱいいるわけじゃございませんので、そうした中で、やっぱり法的な部分をきちんと整理して、チェックしていただく機能が必要という認識の中で、今そうした相談員さんに売買契約においても、賃貸契約においても間に入っていただいておるというようなことが実態になっております。

なので、司法書士さんといろいろ今度は売買契約においては、今度は売買契約書になりますので、またちょっと賃貸とは違ったニュアンス、結構重いものになってくるので、そうした売買契約についても慎重に対応しているつもりですが、宅建業者の方がそうして入っていただくことで、よりどう言いますか、未然のトラブルが防げるような形で、その売買契約の成立まで導いていきたいというふうに考えての業務を委託しているというふうに御理解いただければと思います。

○議長（草田　吉丸君）　川田議員。

○議員（１１番　川田　　剛君）　もう一点確認なんですけど、宅建の業務ではないとは言いながら、まず委託料は当然津和野町から相談員さんには払っていると思うんですけども、この契約者さんとの間で、この宅建のいわゆる住宅相談員さんと契約者さん、この間の仲介手数料というのは発生しているんですか。

○議長（草田　吉丸君）　つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内　秀和君）　そこにおいては、仲介手数料はいただいておりません。うちが委託している業者さんが、要は買主と売主の間に入って仲介をすることに当たっての仲介手数料はいただいておらないというふうに認識でございます。

○議長（草田　吉丸君）　川田議員。

○議員（１１番　川田　　剛君）　いただいていないということですね、分かりました。要は、これは宅建の業務ではないので、業務でもし、いわゆる宅建としての業務であれば、当然仲介の手数料はあるけれども、津和野町の委託料が発生していて、その仲介をしたことに対しての委託料は、いわゆる賃貸借人からの仲介手数料は、この相談員には発生しないということで。あ、分かりました。

それと、もう一件ちょっと確認させていただきたいんですけれども、空き家バンクの中で、要は業者等を介さない一戸建てということになってくるんですけども、業者等というのが何の業者かというと、営利を目的として、住宅の賃貸もしくは売買を仲介する法人または個人と規定されています。この住宅相談員がそれに当たるんじゃないかと、ちょっと見ながら思ったんですよ。

本来であれば、令和３年以前は、民々同士のやり取りだったと思うんですね。当然、津和野町が間に入っていましたが、恐らくこの規定というのは不動産屋さんの持ち物

だとか、そういったものを民間が買うことは、津和野町は介入しませんよという意味だと思うんですけれども、この業者等を介さない一戸建てと、介すをどう見るかというところもあるんですけれども、業者等というのが、そもそもこれも宅建業者が当たると思うんですよ。

そういったところで、これが介す・介さないはどこで解釈するかだと思うんです。当然、そこで宅建さん仲介だけではなくて、当然そういった資格を持っているということは、そういった業務を行っているわけですよね。

そうしたときに、これをどう見るかで、あれというふうにちょっと僕は感じましたが、この部分は当然津和野町以前なかったもの、恐らくこれは平成２４年につくられた要綱で、令和３年からいわゆる相談員さんが設置されていますので、このあたりのまだ整合性が取れていないのかもしれませんけれども、僕はその相談員さんは介する業者だと認識しますが、いかがでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内　秀和君）　議員おっしゃるように、平成２４年にこの空き家バンク事業が本格的にスタートしておるというようなことのようです。古くは平成１８年度からちょっとずつ進んできて、平成２４年に要綱をつくったというふうに私も、ちょっと過去をひもといて勉強したんですが、今のこの相談員の在り方というのは、おっしゃるように、令和に入ってからのことでございますが、申し訳ないです。ちょっとその辺で役割とかいうのをきちんと明記はしたものの、それがじゃあ本当にどういう役割を果たしているかというあたりに関してのちょっと明記というか、分かりにくさ感はあるなというふうに、今御指摘を受けて私も感じたところです。

なので、これは私どものちょっとすいません、解釈も正直不十分でございますので、今日ちょっと御指摘いただいた中で、これはしっかり我々の要綱の中の位置づけとか、そうしたこともしっかり見直しをかけて、もうちょっと分かりやすいように明記して、訂正してまいりたいというふうに考えています。

○議長（草田　吉丸君）　川田議員。

○議員（１１番　川田　　剛君）　今こういった指摘のほうをさせてもらいましたけれども、一方でこれだけの件数の空き家があって、３２５件ですか、これまでそれだけ

の物件を町だけでやれというのも、ほかの町がやっているから町だけでやれというのもおかしな話で、当然こういった住宅相談員さんがいらっしゃってこそ、専門的な住宅の改修の必要な部分ですとか、そういった必要性も当然僕も認めていますし、いらっしゃったからこういう改修ができたということもあったんだと思います。

今、この住宅相談員さん、何名体制でこの津和野町内でこの３２５件の対応をされているのか、お尋ねいたします。

○議長（草田　吉丸君）　つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内　秀和君）　何名体制というのがあれですけど、基本的には１名ということで、名前を申し上げますと長嶺建設の社長のほうにお願いをして、やっていただいているというような状況でございます。

○議長（草田　吉丸君）　川田議員。

○議員（１１番　川田　　剛君）　これだけの物件数ありますので、町内にその資格を持っている方がその方だけになるんでしょうか。かもしれません。にしても、これだけの物件がありますので、やはりこれ町長にお尋ねをしたほうがいいかもしれませんが、この住宅相談員というのも、町内業者でないといけないというそういうくくりで１名なのか、それとも益田市、県内にもいらっしゃると思います。

毎日毎日のような業務じゃないと思いますけれども、こういった相談員さん、重要な役割の方をお一方にお任せするというのも大変厳しいものがあるんじゃないかと思うんですが、その点で町長の見解をお尋ねいたします。

○議長（草田　吉丸君）　つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内　秀和君）　おっしゃるように、１件だけになっているのはどうかというのは、ちょっとほかの方からも御意見を頂いております。

今、宅地建物取引士の資格を持っているのは、町内に何人かいらっしゃるのは事実です。ただ、県にこれは登録をして、宅建業法を営みますよというところで業者としての免許を受けなきゃいけないんですね。ですから、宅地建物取引士だけの資格を持っている人はいらっしゃるんですが、それを県に登録して業者として免許を受けているところまでやっていらっしゃる方が少ないという状況にあります。

なので、御承知のとおり、不動産業として今の看板を上げていらっしゃるところは、

今町内にはないという状況です。なので、本当は増やしていきたいという気持ちも我々ございます。

ただ、議員おっしゃるように、じゃあ益田市の不動産屋さんとかも入れたほうがいいんじゃないかというのは、いろいろほかにも御意見もいただいておりますので、今後は検討していきたいとは思っていますが、我々ちょっと考えているのは、やっぱり地元の方々と話をするときに、比較的住民の方々の立場に立ってみると、町内の業者さんのほうが御相談もしやすいし、それからいろいろな賃貸ですとか売買とかやる場合においても、未然のトラブルが防げるのは、地元のほうでやったほうが顔見知り感もあっていいんじゃないかなというところで、これまで進めてまいりました。

ただ、一件にちょっと集中するというのは、いかがかという御意見もありますので、その辺については今後ちょっと検討して、改正できることがあればしてまいりたいというふうに考えています。

○議長（草田　吉丸君）　町長。

○町長（下森　博之君）　一応私のほうの回答ということで御指名でありましたが、もうつわの暮らし推進課長が回答したのがほぼ全てというふうにも思っております。

ただ、繰り返しになるかもしれませんが、空き家物件が３２５件もある中で、やはりそうした方々に空き家にどんどん人が入っていただきたいというその思いは、強く持っているところであります。定住対策にもつながるし、いわゆる景観上等からの空き家の解消ということにもつながる。両面からやはりいいメリットがあるというふうに思っています。

その物件数の多さに比べて、この住宅相談員が結構お一人というのは、そのお一人もやっぱり自分のお仕事を抱えた中での、また住宅相談員としてのお仕事でありますので、やはりそういう意味では、体制としてはもっと広く拡充していくことが大事だろうとも思っております。

売主は町内の方が大半でいらっしゃるので、やはり町内の相談員が相談しやすいというのがあるかもしれませんが、やはり町外から相談員をもし仮になっていただいたとしたならば、買主をまた広く接点を持っていくというメリットもあるのではないかというふうに感じているところでありますので、今日のこの御指摘も踏まえた上で、

またつわの暮らし推進課とともに、私のほうでも更に検討をさせていただきたいと、そのように思っております。

○議長（草田　吉丸君）　川田議員。

○議員（１１番　川田　　剛君）　津和野町に入って来られる方の一番最初に住宅の相談をされるという大変な業務だと思いますので、このあたりしっかり津和野町としてもサポートしていただき、定住対策に生かしていただければと思います。

次の質問に入らせていただきます。

町有不動産の民間による利活用についてお尋ねをいたします。

この８月に、ペンション北斗星について民間業者が管理運営に携わりたいと申し出があったということが、全員協議会で報告がございました。

また、交流センターひまわりについて、高校生や社会人などの交流の場、学べる交流宿として民間企業により活用するという御報告がありました。両事業の現在までの進捗状況をまずお尋ねします。

それと、いずれもこれ津和野町の所有物件でありますが、津和野町所有物件における民間企業の利活用については、今後は公共の福祉に反しないものに関しては、委託して運営するのではなくて、売却できるものは売却して民間に運営を任せるべきではないかと考えますが、所見をお伺いいたします。

○議長（草田　吉丸君）　町長。

○町長（下森　博之君）　それでは、町所有不動産の民間による利活用についてお答えをさせていただきます。

ペンション北斗星の活用につきましては、令和７年４月からの運営再開に向け、施設内の一部改修及び指定管理者制度の導入を前提とした運営体制の構築を進めているところであります。

改修につきましては、令和６年度中の工事完了、施設の管理運営につきましては、指定管理者指定の議案を令和７年３月定例会へ提出する予定としております。また、天文台等を含めたペンション北斗星周辺の一体的な管理運営に関しましては、今度、教育委員会とも協議を行っていく予定としております。

交流センターひまわりの活用につきましては、民間企業と事業企画内容等の精査を

進めているところであります。現時点での予定としましては、令和７年度より施設の用途に沿って必要な軽微な修繕等を進め、施設整備が整い次第、各種ソフト事業の企画を検討しております。併せて、事業を進めるに当たって、有利な財源の確保を行う検討をしているところであります。

公の施設の管理については、多様化する住民ニーズへの対応や行政コストの削減に民間事業者のノウハウを生かし、サービスの向上を図ることを目的として、本町におきましては、平成１８年より指定管理者制度を導入しております。導入により２０年近く経過した現在、施設の老朽化によって修繕箇所が増加し、施設の維持は指定管理者・行政両者において大きな課題となってきております。

そのため、議員御指摘のとおり、売却や譲渡の検討やＰＦＩなどを含めた管理方法の見直しを検討すべきと考えておりますが、施設の状態や管理の状況につきましては、施設所管課の管理によるものとなりますので、各所管課において今一度施設の在り方を慎重に検討し、長期的な視点に立って判断をしていくよう徹底してまいりたいと考えております。

○議長（草田　吉丸君）　川田議員。

○議員（１１番　川田　　剛君）　総務課長、これ通告していなかったので、答えられなかったら申し訳ないんですけれども、津和野町の所有物件、指定管理とかをいろいろしています。そうしたもののストックといいますか、何年築で何年耐震補強して、経年劣化が激しいだとか、いわゆる町営住宅のストックがありますよね、ああいったようなもので、津和野町有施設の物件のストックというようなものは、管理台帳みたいなものはあるんでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　総務財政課長。

○総務財政課長（益井　仁志君）　私の知る限りでございますと、個別施設計画というのを今町のほうではつくっております。その中には、概ね建設年度がいつで、それで減価償却がいつというような感じのことが記載をされておりまして、例えば、いつ頃それを除却するとかいうことも、本当はその中にしっかり盛り込んでいくべきなんでしょうけど、なかなかそこまでは盛り込んではおりません。

ただ、基本的には先ほど町長の答弁にもありましたように、各課のほうで、行政財

産につきましては、各課のほうでそれぞれ管理をしておりますので、各課のほうで設置管理条例も持っておりますし、そういったところで管理をしておるといったところでございます。

○議長（草田　吉丸君）　川田議員。

○議員（１１番　川田　　剛君）　ありがとうございます。この質問をするのは、８月の全員協議会で、この二つの施設を民間委託するということで、当然活用することには僕は大賛成なんですが、やはり本来この指定管理者制度が生まれたところは何なのかというのを遡ったときに、公共の福祉に反してはいけないというところがあったんだと思うんですよ。

やはり当然町所有の物件を、そう簡単に民間に渡してはいけない。特に一番簡単な例で言いますと、水道なんかが今都会のほうでは民間委託して、本当に安全性が担保されるのかと、そういったところはあると思うんですけれども、たまたまこの２施設については、十分民間でやっていけるだけの事業なんだろうというふうに感じました。

まず、ペンション北斗星、天文台の横にあって、今は町道北斗台線がつながっていませんので、どうしても反対側の道を通るとなると厳しい。今では難しいかもしれませんが、開通した後はやっていけると民間の方が判断されて、ここを運営したいという思いです。

そして、もう一つのひまわり、これは津和野町が学習支援センターとして建設したものですけれども、こちらなんかも築１年ですか、２年たっていないですよね。そういった新しい建物を使って、民間事業の力で運営をしていくと。これこそ委託ではなくて、民間事業としてやっていくべきことなんだろうと。

そのことが、いわゆる民間事業ですので、いわゆる公のバックがないとなってくると、やはり競争原理が働く。それが産業発展につながっていくんではないかというふうに感じました。

今回この２施設を挙げていますけれども、今後こういった施設が上がった際には、今指定管理いろいろされています。全てがとは言いませんけれども、民間で活用できるものは売却・譲渡、いろいろなやり方はあると思うんですが、含めて民間のほうでやっていただいたほうが、町の発展にもつながると思いますので、そのほうがよろし

いかと思いますが、町長、このことについて改めての見解をお願いいたします。

○議長（草田　吉丸君）　町長。

○町長（下森　博之君）　その御指摘をいただいていることにつきましては、その選択肢というものを否定するものではないというふうにも思っておりますので、その売却というものが可能であるならば、その売却で民間のまたお力をしっかり発揮していただいて、その施設の活用や地域振興につなげていくということも、検討する価値はあることだというふうに思っております。

ただ、やはり売却ということになると、その買われるほうの民間のほうにもいろいろな考え方が出てくるわけでありますので、あくまでも民間が買おうというお気持ちになってこそ、売買が成立するという観点からも、そういう業者がもし現れれば、我々もやはり売却も可能というその選択肢の中で、いろいろな交渉ということをしていくということは、大事なことではないかというふうに思っております。

ただ、その相手のお考えやケース・バイ・ケースというふうに申しましたのは、例えばその施設もどんどん老朽化をする中で、例えば今回御指摘いただいているペンション北斗星等は、これはいわゆる県の町村会の関係から、ほぼ１００％に近い形での補助金をいただいたわけでありますが、これは逆に言うと公共施設であるがゆえに、その補助金が認めていただけたので、その資金を活用して施設の更新を図って、だから更新も図ったことで、新しいまた民間事業者が買うまでには至らないけれども、ひとつ管理運営というところで力を発揮してみたいという、そういう意欲を持っている方々が現れてきたということだと思いますし、交流センターひまわりも、これも過疎債をやはり活用しているわけであります。

例えば、これを民間事業が買われて、民間投資でやろうとされると、そういう過疎債というのは当然当てはまらないし、例えば民間が買われて民間が投資されるところに町として補助金を仮に出したという、そういう話合いになったとしても、その補助金に過疎債は使えるわけではないという考えになってまいります。

ですから、今回のひまわりも過疎債ですから、要は御承知のとおり、３割が町の自己負担分で、７割が交付税バックがあるという、大変有利な起債を使えることができた。それは繰り返しになりますが、公共施設であるがゆえに、この施設の更新が図れ

たということにもなるわけであります。

ですから、そういうような財源の考え方も含めて、ケース・バイ・ケースで民間とのいろいろな話合いというのはしていきますし、そして根本のところの趣旨はよく分かりますので、やはり町としてもそういう資産を時には売却して、そこでまた民間の力をしっかり発揮していただくという、その考え方というのは常に持ちながら、ケース・バイ・ケースでいろんなこの話合いに臨んでいきたいと、そういうふうに思っているところであります。

○議長（草田　吉丸君）　川田議員。

○議員（１１番　川田　　剛君）　１点確認なんですが、これはペンション北斗星のほうですが、令和７年度以降の改修は委託先のほうでされるということが、８月の時点で報告があったんですが、その後、いわゆる町の建物ですので、それが民間の資金で改修できるのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（草田　吉丸君）　つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内　秀和君）　今、改修は今年度中にやろうと考えています。なので、７年度以降は民間の実際に入っていただく予定の方が、自分達の資金調達をして改修に取りかかりたいという意向は受けておりますが、まだ具体的に何かが決まっているということではございません。

町長の答弁にもありましたように、ＰＦＩ方式を活用したやり方もあるんじゃないかというような御提案もいただいていますので、今月またもう一度来て、現場を見ながら話をすることにしております。

なので、基本的な改修は今年度に改修をかける。先ほど町長が言った財源を基に改修をかけて、来年度以降にまた新しい改修をするのであれば、その方法論については、ちょっと双方で協議して決めてまいりたいというスケジュールでございます。

○議長（草田　吉丸君）　町長。

○町長（下森　博之君）　恐れ入ります。先ほどの答弁、ちょっと正確を期して修正だけさせていただきたいと思います。

ペンション北斗星のほうの補助金、県の町村会というふうに申しましたけれども、厳密に言うと町村会も関わっている会でありますが、町の市町村振興協会、ここから

いただける補助金でありますので、訂正をさせていただきたいと思います。

○議長（草田　吉丸君）　川田議員。

○議員（１１番　川田　　剛君）　分かりました。多分今年度のところは、いわゆる町の所有物件としての改修をしますよと。恐らくこの８月のところで出来上がった後、運営についての改修を民間の方がされる。これ、経産省の補助を使って改修をされるというお話だったんですけれども、僕が聞いているのは、その運営した後に公共の建物であるものについて、民間が改修できるのかという質問でした。

それで、例の回答、ＰＦＩというのが正しいか分かりません。もう一度お願いいたします。

○議長（草田　吉丸君）　つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内　秀和君）　８月の全協で申し上げたのは、確かにおっしゃるように、経産省の事業を活用して、民間の方がやるというような説明を確かにいたしました。

ただ、あの時点ではまだ予定ということだったと思っていまして、今の現段階でも、経産省の補助事業が取れたわけでもございませんし、正直まだどういうメニューにするかというのも、まだ決めかねておる状況です。今、その辺のリサーチをしておるという状況です。

ＰＦＩという話は、その民間事業者がやるのであれば、その選択肢の一つとしてＰＦＩ方式を用いられるのではないかということを今、今年度から来年度にかけて協議をしておるというふうに御理解いただければと思います。

○議長（草田　吉丸君）　川田議員。

○議員（１１番　川田　　剛君）　分かりました。そういったところで、今年度中には整備されていくと。当然、これ質問しませんけれども、恐らく北斗台線も今年度中には開通するという見込みがあってのことだと思いますので、そちらのほうもしっかり取り組んでいただければと思います。

１点、ひまわりの件についてなんですけれども、このときの説明でもありましたが、いわゆるＩＴ企業５社が協力して、いわゆるＩＴ人材の育成の事業を行うということだと思うんですけれども、これ記憶違いだったら申し訳ありません。高校からの依頼

で、津和野高校のいわゆる普通科高校の魅力化も含めた、そういった事業になっていると。

ＩＴ企業５社が、これは民間委託ということなんですけれども、この事業主体というのは津和野高校なのか、それともＩＴ企業なのか、それとも津和野町がこれを行うのか。この施設の運用について、もうちょっと詳しいところが分かりましたら、お願いいたします。

○議長（草田　吉丸君）　つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内　秀和君）　事業主体というよりも、これも多分指定管理になろうかと思っていますが、指定管理の委託先はＩＴ５社じゃなくて、その中でも、株式会社アドレスさんを想定をしております。

そのバックグラウンドには、津和野高校の普通科改革は当然ございます。なので、普通科改革の一環として、そういう人材育成、それから、町民の方々のＩＴ人材の育成、そうしたこともトータル的に、そういう基地になれるような形での施設運営を考えております。

町長の答弁にもございましたように、その企画運営のやり方とかというのは、今現在、いろいろな方面と今協議中でございます。当然有利な財源を模索しておるというような答弁もありましたが、そういったデジタル田園都市国家構想交付金のソフト部門に手を挙げて、今からそうしたことの活用も今後考えて、より実効性の高い形で事業を推進してまいりたいというふうに考えております。

○議長（草田　吉丸君）　川田議員。

○議員（１１番　川田　　剛君）　現時点では、これ以上、質問することもありませんけれども、できましたら本当、津和野町民にとって一番、何ですか、新しいものが建って、結局用途が変わってくるといった注目もされているところですので、しっかり取り組んでいただければと思いますので、今後の協議に注目したいと思います。

では、最後の質問に入らせていただきます。

１１月豪雨災害に関連し、予算の議決を要せず、事業を執行することができるものについてという通告でございます。

今年の１１月１日から３日までにおいて、本町は２２９ミリメートルの降水量を記

録しました。これはアメダス期間降水量によります。この豪雨による津和野町の災害発生状況についてお尋ねいたします。

次に、地方議会は地方自治法第９６条第２号において、議決しなければならない事件について予算を定めることと定められております。

一方で、災害対策、感染症対策、除雪対策など緊急を要する事業については、議会において予算が議決される前に事業が行われる、いわゆる事後予算であるものと解しております。

津和野町においては、地方自治法１７９条と１８０条に規定された専決処分というのがあります。それと、交付決定前着手届というのもありますが、こういったもの以外で、予算が議会の議決を経る前に事業を実施するようなものは、どのような事業があげられるのかをお尋ねいたします。

また、予算が議会の議決を経る前に事業を実施する必要がある場合において、事業実施に至るまでの決裁についての所見をお尋ねいたします。

○町長（下森　博之君）　それでは、１１月豪雨災害に関連し、予算の議決を要せず、事業を執行することができるものについてお答えをさせていただきます。

１１月１日から３日までの豪雨による津和野町の災害発生状況につきまして、今のところ報告があったものにつきましては、農地農業用施設災害が１件、農林課所管の農地農業用施設小災害に該当するものが５件と聞いております。

また、一般的に予算に関しましては、原則として地方自治法第９６条において、議会の議決の権限として、条例の制定・改正等と同様に、予算を定めることにつきましても規定されておりますので、平素よりこの規定に基づき、予算の執行を行っているところでございます。

一方、専決処分につきましては、地方自治法第１７９条において規定されております、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき及び第１８０条に規定されております、議会の権限に属する軽易な事項などの場合は、その議決すべき事件を処分することができることとなっておることから、これまでもこの規定に基づき、専決の処分をさせていただいているところでございます。

しかしながら、災害対応、感染症対策など非常に緊急性が高く、今すぐにでも地域住民の方の人命等に関わることも考えられるなどと判断した場合には、やむを得ず予算の議決を待たずして着手をすることもございます。この場合には、取りあえず口頭での状況報告等を受け、やむを得ないと判断した場合は、町長決裁にて許可することとしております。

○議長（草田　吉丸君）　川田議員。

○議員（１１番　川田　　剛君）　このたびの件につきましても、１１月の１日から３日にかけての豪雨、それで議会がまだ今議会中で、１２月の２０日に終わると。この議会議決を待っていては、当然災害ですから、大変なことになるだろうと。

当然、今後の雪も想定されるわけでして、雪についても、これは議会は予算もともと認めていないと言いますか、予算編成されていない中で、今後、大雪が降ったときに、３月議会まで待ってくださいと言ったら、もう春になってしまいますので、そういったことがないように、我々議会も「議会軽視だ」という言葉をよく使ったりすることもあるかもしれませんが、そういうことではなくて、こういった災害対応、感染症など、そういった緊急性のあるものは対応していただいて、また口頭で説明していただければ、議会のほうも分かると思いますので、しっかりとこういった対応には、今後、雪も多くなってくるかもしれませんので、十分留意していただければと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（草田　吉丸君）　以上で、１１番、川田剛議員の質問を終わります。

……

○議長（草田　吉丸君）　ここで１０時５分まで休憩とします。

午前９時52分休憩

……

午前10時05分再開

○議長（草田　吉丸君）　休憩前に引き続いて、一般質問を続けます。発言順序２、７番、御手洗剛議員。

○議員（７番　御手洗　剛君）　７番、御手洗剛でございます。今回は１項目だけ質問

をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

農用地利用最適化のための地域計画の作成についてであります。

最近の地域の皆さんの声として多いのが、そろそろリタイアしそうな農業者がいるけど、農地はこの先どうなるんだろう。最近、農地が荒れてきた。これ以上の進行を食い止めなければならない。今はいいのだが、高齢化で、今から先の担い手が大変心配だ。担い手はいるけど、圃場が散らばって効率が悪そうだ等であります。

農業の耕作放棄地や担い手不足が全国的に深刻化してきている中、平成２４年より人・農地プランの法制化に盛り込まれた農業経営基盤強化促進法が改正、施行されました。新たに地域計画を作成していくこととなったわけであります。

地域計画では、地域内の農業を担う者、全ての農業者について、現状と１０年後の経営作物と経営面積を一覧にして、農地１筆ごとに将来の利用者を明確化した目標地図を新たに作成することになりました。目標地図は、農業者や地域の皆さんの話合いにより作成されるものであります。概ね１０年後を見据え、担い手、農地所有者、地域住民などを交えて話し合うことが重要であります。

本町では、現在、地域計画を９つの公民館単位ごとに、認定農業者の方々から構成される地区検討会を開催し、話合いの進め方等について協議し、各集落による作成が進められております。

ついては、現状と今後の対応についてお尋ねいたします。

１つ目として、全国的には１０年後の地域農業の姿を描く、地域計画の作成作業が遅れていると報道されております。農地１筆ごとに耕作する人を明確化する。目標地図で難航しているようであります。

国内の農業は、農業者の高齢化が加速し、農地を耕作する人を確保することが課題であります。目標地図の作成期限は今年度末であります。当町における作成状況についてお聞きします。

２つ目として、作成中の目標地図で、担い手不在の集落や耕作が困難な農地の状況把握はどのようでありましょうか。

３つ目として、１０年後において農地の耕作者が不明確なものは、目標地図を白抜きせざるを得ません。このことについての今後における対応と考え方についてお聞き

します。

４つ目として、その他地域計画作成においての課題となっている事項についてお尋ねをいたします。

○議長（草田　吉丸君）　町長。

○町長（下森　博之君）　それでは、７番、御手洗議員の御質問にお答えをさせていただきます。

地域計画の作成についてでございます。

まず、地域計画の策定に向けての全体計画は、概ね計画どおりに進行しております。現在、４つの地区において、地域計画の案の作成などが終わっております。ほか４つの地区においても、既に協議の場を何度か開催して、目標地図及び地域計画の素案段階までは作成できております。残り１地区においては、年内に目標地図の作成まで完了できる段取りで進行しているところです。

したがいまして、今年度内には、全ての地区の目標地図及び地域計画をまとめたものを関係者への意見聴取や地域計画の案の公告という段階を経て、地域計画を策定できるよう進行しております。

１０年後を見据えた計画をつくる必要がある中で、全体的に担い手不足等の問題から、農地の集積・集約に向けた議論は進まず、目標地図が現況地図とほぼ一緒となる現状がありますが、計画策定後も年１回以上は随時更新していくこととされており、１０年後に向けてより丁寧な協議を促していくことで、少しずつ完成度を高めていくこととしております。

２つ目の御質問でありますが、地域計画では、農業を担う者ごとに利用する農用地等を定め、目標地図に表示するものとされております。そこでは、将来において農地を利用する者として、認定農業者等の担い手以外の多様な経営体として、継続的に農地利用を行う中小規模の経営体、農業を副業的に営む経営体も位置づけられることとなり、いわゆる担い手と規定される認定農業者や認定新規就農者、集落営農組織よりも広いものが対象となっております。

このような状況から、担い手不在の集落でも、中小規模の農業者を将来の農業を担う者として、目標地図に位置づけて作成しております。

また、耕作が困難な農地の状況把握ということですが、地域計画を策定するに当たり、地域での話合いの協議事項の一つとして、農業上の利用が行われる農用地等の区域の設定を行います。農業生産利用に向けた様々な努力を払ってもなお耕作が困難な農地については、この地域計画の範囲から除外することとなっております。

３つ目の御質問でありますが、地域計画策定においては、１０年後の耕作者が不明確な農地であっても、地域の協議の結果、将来的に農地として守っていきたい農地については、「今後検討等」として、目標地図上では白地としておくことができるようになっております。

まず、地域計画はあくまで地域の話合いにより地域農業の将来の在り方を検討するものとなります。お尋ねの問題については、地域の話合いの場において問題解決していくことを基本としており、地域計画策定後も引き続き協議の場を重ねて、課題解決に向けた計画の更新を行っていくべきと考えます。

町の対応策としては、集落営農法人化への支援や、Ｕ・Ｉターン者の呼び込みによる新規就農者確保等の取組に加え、周辺の担い手による集積が行いやすくなるよう、要望がある集落においては、圃場整備事業の実施等も検討しております。

また、農業経営を継続していただくための取組として、当町独自の施策として実施しております中規模農業者の方を対象とした農業用機械導入の補助事業の継続も検討しているところでございます。

４つ目のその他の課題についてでありますが、今後、地域計画の協議を進めていく上での懸案事項としては、不在地主の問題があります。これまで進めてきた地域の協議の中でも、地元にいない地主の意向確認をどう行うべきかという課題がありました。

今後、不在地主の案件は増加していくことが予想されることから、地域の協議段階での合意形成に時間がかかることが予想されます。

○議長（草田　吉丸君）　御手洗議員。

○議員（７番　御手洗　剛君）　地域計画の作成状況であります。

先ほどありましたように、現在、９つの公民館単位に農業者のお話合いがなされ、今後の目標地図の作成に努力されているところでありますが、お聞きしましたように、概ね順調にこの運びが進んでおるようであります。今年度末には地域計画の作成が完

了するということで、大変安心をしておるところであります。

しかし、今から先、１０年後を見据えた中での担い手を模索する作業でもあるわけでありまして、お互い地権者と耕作者が納得する形をつくり上げなくてはならない。そういった中で、現状として名前を上げても、それが変更する可能性というものは多分にあると予想するとこであります。

町として、どのような現在までの歩みの中で感じておられることがあれば、お聞きしたいと思います。

○議長（草田　吉丸君）　農林課長。

○農林課長（山下　泰三君）　地域計画の今後の歩みの中で感じていることがあればという御質問でございましたが、まずは地域計画の町内９公民館をずっと回らせていただきましてヒアリングを行っておりました。その中で、いろんな御意見もいただいたところでございます。

特徴的な御意見をここで紹介させていただきたいと思います。

既存の農家の中で、担い手にも様々な経営手法がありまして、施設園芸などの労働集約型の経営体では、現状以上の農地の集積は厳しいですよという声とか、あと集落営農法人も、構成員の方々の高齢化も進んでいるところでございます。これ以上の集積管理は大変厳しくなっていくのではないだろうかというお声もいただいております。

また、農地の維持という観点から申し上げますと、認定農業者に達しない中規模の農業者、主に水稲作付け農家の方でございますが、中規模の方が地域の農村維持を支えているという現状があります。

また、津和野町には、町外から有機農業や自然農に興味・関心がある、田舎暮らし指向の就農相談も増えてきたとこでございますが、就農後の生活に不安はあるものの、定着率は高いというふうに感じているところでございます。また、将来的に地域の農地を担っていただく候補者にもなり得るというふうに感じております。

また、現状においては、中山間直接支払いや多面的機能交付金で一定の支援はされているという中ではありますが、農家からは、米の値段が安く、経営は赤字ですというような声や、現状の農機具はだんだんと古くなっていくと、その更新、機械が壊れたら、なかなか更新費用が用意できないので、農業をやめざるを得ないというような

声もありました。

また、今、町外に出ておられる方、息子さん等が定年を迎えて帰町されて、後を継ごうかなという方もいらっしゃるという中で、なかなか最近では定年延長があって、なかなかまだまだ仕事が辞められない。そういったところで、今、定年が６０から６５になって、その５年間農業を担おうという気持ちが、なかなかそういった部分も大変だという声も、地域計画の検討会等からは寄せられてきました。

非常に農地を守っていく、担い手を守っていく、そういった取組は、これまでもずっと長年の大きな課題でありますが、この地域計画、令和５年、６年と計画を策定していくに当たりまして、地域の皆様方が、関係の皆様方が集まって、この課題を情報共有することは非常に意義があって、みんなで何とかしなくてはならないというような思いがすごく感じられまして、そういったところから農地を現状１０年後、しっかり守っていきたいというところを、農林課としても支援していきたいなというふうに感じております。

○議長（草田　吉丸君）　御手洗議員。

○議員（７番　御手洗　剛君）　当町におきましては、集落営農法人、農事組合法人、１４を数えるようになりました。着実に増加をしている。

また、それに加えて認定農業者の皆さんがたくさんおられる中で、この作成作業も、そのおかげをもって順調にいっておるというふうな認識が、私も感じておるところであります。

他の町村に比べたら、比較的順調な推移であるというふうに思うところであります。今後ともの御協力なり、御理解をいただきたいなと思っておるものであります。

ただ、農業においても少子高齢化、それから人口減ということで、将来的な担い手というものが、大変不安な状況にございます。

そういった中で、質問にも出しましたが、担い手対策として取り組んでいかないと、当面の作成した地図が、目標地図が、地図によっての耕作というものが、十分な効果を生むに至っていかないのではなかろうかということの中で、今年度令和６年度において、地域の担い手である中規模農業者へ機械更新等に伴う新たな支援事業として、中規模農業者農業用機械導入支援事業補助金が新たに創設をされました。農機具の更

新等において、新品の物のだけでなし、中古対応もできるような中で、最高５０万円というふうな設定もされておる支援事業であります。

まずは、この支援事業について、中規模農業者に対する農業用機械等の導入に伴う補助金の利用状況、活用状況についてお聞きをいたします。

○議長（草田　吉丸君）　農林課長。

○農林課長（山下　泰三君）　補助事業でございます、津和野町中規模農業者農業用機械導入支援事業を今年度から実施させていただいております。その活用状況という御質問でございますが、これまで３件ほどございました。乾燥機でありますとか、稲刈り機でございますとか、そういった更新でございます。

これまでなかった補助事業、これは認定農業者等の大規模な農業を実施される方につきましては、様々なこれまで補助事業があったわけなんですが、作付け面積５０アール以上、御自身の面積以外のも請け負ってされる方の合計の面積で、中規模という位置づけにさせていただいておりますが、そういった方のなかなか更新するための費用が厳しいという声がある中で実施させていただいております。

○議長（草田　吉丸君）　御手洗議員。

○議員（７番　御手洗　剛君）　令和６年度に入りまして、補正予算でこのような新事業が創設されたわけであります。初年度でありますので、年度途中でもございまして、今報告がありましたように３件の利用があったと。たしか総額１００万ぐらいになっておるような状況も聞いたところであります。

初年度でありまして、この新制度が周知が十分になされていない中で、このような実績であろうというふうに思っております。当初からございましたら、また違った形にもなったんではなかろうかなというふうに思いがしておりますが、予算規模が２００万ということであります。今からの農業の担い手、特に認定農業者、法人はもちろんでありますが、こういった中規模農業者が地域の担い手でもあるわけであります。

そういった意味の中で、やはり単年度施策であったら意味が薄いというふうに思うわけであります。今後の次年度以降の対応について、どのようにお考えであるかお聞きします。

○議長（草田　吉丸君）　農林課長。

○農林課長（山下　泰三君）　今、貴重な御意見をいただきました。中規模農業者の農業用機械支援、購入の支援補助事業につきましては、やはり継続していくべきであるというふうに考えているところでございますが、また今後検討して、要請のほうをさせていただきたいというふうに思います。

○議長（草田　吉丸君）　御手洗議員。

○議員（７番　御手洗　剛君）　地域の集まり等、また日常的に認定農業者なり法人以外でも、やはり集落を担っておられる、耕作をされておられる方は多数おられるわけであります。米だけでなく園芸作物等においても、やはりそれに対する機械等の導入については、支援策が望まれるところでもあろうかというふうに思っておりますので、支援事業をせめて数年は予算化して取り組むというふうなことが望まれるものであります。

ぜひそういったことで、新年度予算にも計上されることをお願いを申し上げたいとふうに思っております。

また、認定農業者の方においても、要望があるわけであります。当町におきましても、近年、大変温暖化の影響が出てまいりました。今までの水稲の品種といいますか、を変えなくてはならない。

また、従来の出来上がった、実ったものを見ますと、品質低下を及ぼす、以前になかったような害虫の発生、カメムシ等が大変、それによる被害を被って品質が低下する。特に大規模に耕作される方においては、今までそれほど必要でなかった色彩選別機というものの導入を求める声等が上がっておる状況になります。

５町、１０町、１人の方が耕作される。また、その集落の地権者から依頼を受けて耕作している。こういう実態の中で、やはり中規模農家なり認定農業者等の方が所得維持のためには、そういった温暖化の影響に伴う収益減を抑えるがために、色彩選別機を導入し、等級を上げる。上げていかなくては、所得の維持が困難である。こういったことであります。

３等米になったものを、数量的には減りますが、１等になれば、相当の価格差が出てくるものでございます。今年度、令和６年産につきましては、米不足の中で、御案

内のように、大変本当久しぶりに値段が生産農家に見えるように上がったわけであります。

しかし、将来を見通すときに、農業者は徐々に減少し、数字的にも１０年後、２０３０年、１０年を待たずして、ますます農業者は減ってくる。このことが確実化されておる状況にあります。

そういった意味合いで、農業者を守っていくという、担い手を守っていくという施策というものが、今後ますます重要になってまいります。できる限りの措置を講じなくてはならない状況にあるということを、御認識願いたいというふうに思っております。

そういった意味で、現在、島根県におきましては、認定農業者機械等整備支援事業がございます。認定要件といたしましては、地域計画が作成されている地域であり、その目標地図に位置づけられた認定農業者として、補助率は３分の１以内であるということになっておるものであります。

そういった中で、３分の１補助があるわけでありますが、大変色彩選別機は高価であります。お聞きしましたところ、４００万円以上にはなろうと。いろんな機種はあろうかと思いますが、やはり担い手として持たれるに当たっては、それ以上のものがやはり必要になってくるということであります。

ちょっと確認をしたいと思いますが、町として、この県の補助事業、支援事業に併せて、上乗せ補助の実施というものが現在あるのかどうか。通告をしておりませんでしたので、準備はできていないかもしれませんが、そういったことについて分かればお聞きをしたいと思います。

○議長（草田　吉丸君）　農林課長。

○農林課長（山下　泰三君）　機械導入で、６年産は、お米がカメムシの被害が大変多くございました。そのカメムシの被害、等級がそのため１等米が２等米という形で、品質が低下するわけなんですが、その黒いお米が、カメムシ被害によって生じるわけですが、それを色彩選別機という機械を導入しまして、それをエアで飛ばして取り除いて、品質をよくしようという部分で等級を上げるという部分で、色彩選別機の導入ということで、県補助が３分の１ございます。

町のほうの、そういった支援はという御質問でございますが、これまでのところ、色彩選別機の導入の申し出はございません。

高額な農業機械で、県の補助が３分の１、認定農業者等の方々には、県の補助金が適用されることでございまして、それは農林課としまして、申請の支援のほうはさせていただきたいというふうに考えておりますが、先ほど来から中規模農家の皆さん方には、なかなかこれまで農業機械の補助金がございませんでした。

そういった方々に対しましては、今現、今年度制度化しました補助事業、補助率は１００分の２０、５分の１でございます。上限は５０万円ということになるわけですが、それが適用に今後なるのではないかというふうに思っておるとこでございます。

以上です。

○議長（草田　吉丸君）　御手洗議員。

○議員（７番　御手洗　剛君）　県の事業の上乗せというふうなことについては、現状ないいうことであります。先ほど来の中規模農家に対する機械導入支援を利用することが必要であろうというふうにも、御回答があったところであります。

幸いにも、そういった支援事業もできたわけでありますので、今後、この支援事業が創設されたことについてのアピール、町としてのアピール、これを精力的にやって、極力経費を落とせるようなことで、農業者への理解と協力、これが今後とも生かされるようなことで取り組まれることを望んでおるものであります。

それから、地域計画の中の目標地図の作成については、白地で当面は置くこともできるようであります。今後１０年先までを見通した中での取組を、当面行う作業でもあるわけでありますので、これは毎年のように、農業者また地域の方々の集まりの中で見直すという作業、これが行われるべきものでもございます。

仮に白地であっても、今後、他の地区からの一番望ましいのは、集落内でその白地を埋めてやろうという姿が見えれば最高でありますが、それができない場合においては、やはり近隣集落からの応援といいますか、そういったことが必要になってまいります。

移住者を期待するものでもございますが、なかなか毎年のように町を挙げて取り組んでおられるわけでありますが、今後それはもちろんのこと、やはり応援してやろう

と、現在は、町民の方がやはり定年を迎えて地域で農業をされるという方もおられようと思いますんで、まずは地域での話合いによって、この白地を埋める作業、耕作者を設定する作業というものを、毎年のように行う必要があろうかというふうに思っておるものであります。

耕作者は替わっても、地域が守れれば、地域の農業が継続できれば、それはすばらしいことでもあるわけであります。このことにつきまして、目標地図が当面白地であっても、どのような対応をし、行政として応援をされるか、作成作業は当面は７年３月末であるわけでありますが、継続して次年度以降も、目標地図の白地を埋める作業というものは継続するわけであります。

行政としては、どのような支援を継続されるか。農業者や地域の方々の話合いを前提とした地域計画であるわけでありますが、そのことで町としての支援策をどのように考えておられるか。

また、特に次年度以降、今は当面の作成作業で追われておられるというふうに思いますが、次年度以降、毎年のように必要な作業ではなかろうかというふうなことでございます。町としての考え方をお聞きします。

○議長（草田　吉丸君）　農林課長。

○農林課長（山下　泰三君）　地域計画の１０年後の担い手等の課題、そういったことに対しまして、町は今後どのような対応を取るのかという御質問でありました。

まず、今回の地域計画策定したことによって、どのような影響があるか。また、どのようなメリットがあるかという視点で、お話のほうさせていただきたいと思います。

地域計画策定後は、農地の貸借に変更が生じます。令和５年４月より施行された農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律により、それまで農地の貸借について定められていた農用地利用集積計画が廃止され、農用地等利用促進計画に移行することになりました。

これまでは農地の貸借をする際には、農地の所有者と耕作者の間で利用権設定用紙を作成し、市町村が農用地利用集積計画を告示することにより、農地の集積を進めてまいりましたが、農用地等利用促進計画移行後は、地域計画に記載された農業を担う者及び農地でなければ、利用権の設定は基本的にはできなくなります。

また、賃借の際には、農地中間管理機構を間に介して、耕作者は機構に農地を貸し、耕作者は機構から農地を借りるという形式を取ります。いわゆるこれまでの相対と言われていた、所有者と耕作者とで貸借契約をしていた利用権設定はできなくなります。

では、地域計画外の農業者と農地を直接貸借する場合はどのようにするかと言いますと、これまでどおり、農地法第３条の許可申請を活用して貸借をすることになります。

また、その他中山間直接支払いにつきましては、地域計画内の農地が対象農地になりますので、計画に含まれていない農地は、補助対象の農地には含めることはできなくなります。恐らく今後は、各種補助事業によっては、地域計画に農業を担う者として記載のある者や、農地であることが事業要件となることが想定されています。

また、メリットにつきましては、まだ予算要求段階ではありますが、国の事業として完成度の高い地域計画の早期実現を後押しするために、地域の中核を担う者に対して、農地引受け向上等に必要な農業用機械・施設の導入を支援したり、農業経営改善の取組に必要な農業用機械・施設を支援する農地利用効率化等支援交付金事業が新設される予定になっておりまして、地域計画を策定し、積極的に地域の中心的な担い手となる者は新規事業を活用することもできるようになってくるものと思います。

○議長（草田　吉丸君）　御手洗議員。

○議員（７番　御手洗　剛君）　今年度の取組といいますか、大変重要な位置づけであるというふうに私も認識をしております。

我々の地域でも担い手がいないから、今まで入作という他地区から入ってきて耕作する農業者がおられました。それは中心的な担い手であったわけでありますが、今は６年産から、また次の年度からは自分のところでやっていこう、それを今までやられておった方と協議をしながら前向きに捉えて、自分の地域のものは自分のところでやっていこうと、そういった動きも芽生えてきて実践されております。大変そういった取組こそが、この話合いで出来上がった地域計画であるわけであります。ますます高齢化とともに、そういったことが求められようかというふうに思っております。

目標地図は、農業者や地域の方々の話合いが前提であります。今後もそのようになろうかと思います。農地を守ることは地域での暮らしを守ることであり、ひいては食

料安全保障面においても国民の生活を守ることに通じるものであると考えます。

最後に、町長、見解といいますか、ございましたら、ひとつお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（草田　吉丸君）　町長。

○町長（下森　博之君）　議員御指摘のように、今回この地域計画の作成にこうして取りかかってきたわけであります。

やはりこの地域計画が策定をすることで、農水省の方とお話をしておりましても、先ほど山下課長が申しましたように、この計画があるかどうかというのが――やはり今後、国の補助事業等を導入していく上で計画があるということが前提で対象要件になるということの、その補助事業がかなり増えてくるだろうというふうに見込まれるものでもおるわけであります。ですから、やはり町内この全ての地区で、まずは計画をつくるということが第一段階として非常に重要だったというふうにも思っております。その辺については、何とか順調にいっているということなので安堵しているところでありますが。

しかし、なかなか将来を見込んだ現状の中で、あくまでも計画はつくるが、まだまだ現状とは合致していないところもあるというところで、これはやはり今後見直しをしていくということが求められてもおると思っていますし、そして、ただ単にその計画をつくって終わりということではなくて、やはり実効性のあるものにしていくということが大事であります。

そういう中で、やはり一番、町としてもしっかり農家の方々と取り組んでいかなきゃならないのは、もう言うまでもなく、担い手の確保、そして育成ということに尽きるというふうにも考えておるところであります。ですから、この担い手の確保と育成ということを町としても今後できること、国のいろいろな補助事業も出てまいりますので、県も含めて、そういうものは積極的に導入していくということを心がけたいと思います。

町のほうとしても非常に厳しい財政状況ではありますが、やはりここは定住対策という観点も含めて、非常に踏ん張りどころであり重要なこと、農地の今後の維持ということも含めて踏ん張りどころということから、やはり重点項目として支援事業を考

えていく必要があるだろうというふうにも思っているところであります。その一環として、今年度も途中からではありますが、御指摘いただいているように、中規模農家の方への支援というものも始めたわけであります。

今日の一般質問でも御指摘をお聞きしながら、やはりこの事業を始めても実際に導入したいと思われる中堅農家の方々は、やはり機械というのは一つ一つが高額なものになりますので、補助ができたからすぐ飛びつけるというものではないだろうというふうにも思います。やはり御自分の農業経営というものがあって、そして中期的な視点から、いつの段階で機械を更新するとか、それぞれ農家の方々にとってはお考えがあるかというふうに思っております。そういう意味では、もちろん今年度で終わるというつもりで始めたものではありませんが、新年度もやはり予算計上をしたいというふうに思っております。

そういう意味では、やはりこの事業は最低でも何年はやりますということをお示しをして、その上でその農家の方々が今の事業がある間に例えば来年度か、農家によっては再来年度かというところで、やはり機械の更新が計画性を持てるんじゃないかというふうにも思っておりますので、そういうところは今日の御指摘も踏まえた上で、また周知というところにおいても方針を決めて努力していきたいというふうにも考えているところであります。

この色彩選別機ですか、これも今、私にとっては１か月、２か月の間――これまでの一、二か月の間、何とか支援ができないかなというのを、これはＪＡとの話合いや農政会議の話合いの中でも今大きな話題になってきているということもあって、何とか御支援ができないかなということを考えてきたところでもありますが、なかなか今回の中規模農家の方の分については５０万円の上限なので、実際に４００万円もする機械の中で５０万円を補助というところに、実際に農家の方がそれを導入しようという意欲を今の制度で持たれるかどうかというのもどうなんだろうなあというのを――私も今現在、進行形でいろいろ悩みとして、課題として考え続けているというところでもありますが、また何か制度の改善等も含めて、そういうしっかり導入につながるようなものができないかというものは、引き続いての今後の検討課題というふうにも位置づけておるというところであります。

そのほか、まだ現時点はそういういろいろな素案を練っている段階なので、こういう公の場でその素案のようなことを申し上げるのはどうかというのは思いますけれども、やはり担い手の確保ということについては、新しい方が農業をＵＩターンでもやろうとしたときに、やはりその指導者というのが非常に重要になってくると思っています。だから、それはやはり県の普及改良員とかそういう方々への期待もするところでありますが、やはりいろんな農作物に従事をしたいという方が多様にいらっしゃるわけですから、なかなか指導者も一つ一つ専門性を持っていらっしゃいますので、全てに対応できていないということもあろうかと思います。

そんな中で、やはり一番大事なのは先輩農家、実際に今農業で頑張っておられる方々が、若いそういう新規就業者の方々をやっぱり支援、指導していく体制づくり、これは、津和野町は「百姓塾」というようなこともあって非常に先進的にやっているわけでありますが、もっと今後も制度として支援できる方法がないだろうかということで――現在、これはまだ本当に計画段階なので、あまり確定的なことは申し上げられませんが、集落支援制度のようなものを――集落支援制度もいろんなタイプの制度がありますので、ちょっとこれまで使ってきていたようなものとは違うタイプのものを導入して、財源の確保もした上で、その指導者への支援ということが今度、若手の育成につなげていける、そういう体制ができないだろうかというようなことや、それから同じく集落支援制度の財源をもって、その新規就農者が農業をやるための新しい投資のほうへしていく財源とすると。そういう補助事業をつくっていくとか、それからできた農作物をＰＲしたり、商品を販売していく、そういうところへ支援をしていくような制度です。

だから、新規就農者がまずやろうという意欲を持つ、その先輩を支援する、そしてまた新規就農者が何か設備の導入等や新しい苗木の例えば確保とか、そういうことの支援。それから、もう一つは、できた作物を販売していくような、そういう私としては３つを一体として確保できるような、応援できるようなそういう支援策というものが何とか新年度に――これはもちろん、議会の御理解もいただかなければなりませんので、御提案ができるようなことをしていければというような思いで現在進めているというところでございます。

いろいろ担い手の確保というのはこれまでもやってきて、まだまだいろんな課題も見つかっておりますけれども、一つ一つを解決しながら、それで担い手の確保というものが、まさに将来的な目標地図の作成、そして地域計画の策定、それがしかも実効性を伴ったものになっていくことにつなげていけるというふうにも思っております。ある意味、裏を返せば、今回こうして各地域ごとで話合いがなされたということ、これは非常に前進であるというふうに思っておりまして、それぞれの地域の方々がそれぞれの地域を見た中で、やはり今の現状はどうなのか、本当に将来やはり何とか今していかなければいけないという、そういう思いを持っていただいた方も、また今回の作成段階を踏まえて経た上で思っておられる方はかなり出てきたと。

これは先ほど議員が御指摘をされたことからも、まさにそれが事実であろうかとも思っておりますので、そういう中での話合いの下で、また今からそれぞれの地域がどういうことをして、この実効性のある地域計画に持っていくのかというのを、これからもまた話合いをされる。そこに町としてどういう支援を求められるのかということをしっかり我々もお聞きをして、そこによりまさに我々の支援策としても現場の農家の方々が頑張られることを本当に具体的に、また実効性のある応援ができるようなことを常に話合いをしながら、町としても関わって導き出して御支援をしていきたいと、そのように考えているところでございます。

○議長（草田　吉丸君）　御手洗議員。

○議員（７番　御手洗　剛君）　以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（草田　吉丸君）　以上で、７番、御手洗剛議員の質問を終わります。

……

○議長（草田　吉丸君）　ここで１１時１５分まで休憩とします。

午前11時02分休憩

……

午前11時15分再開

○議長（草田　吉丸君）　休憩前に引き続いて、一般質問を続けます。発言順序３、９番、田中海太郎議員。

○議員（９番　田中海太郎君）　議席番号９番、田中海太郎です。通告に基づきまして

一般質問を行います。

本日は３点あります。一気に詰め込み過ぎたので、時間が厳しいところもあるかもしれませんけれども、スムーズに進めたいと思っています。なお、最近、鼻が詰まっているので、聞き取りにくいところがあるかもしれませんけど、御容赦ください。

それでは最初の質問から入ります。津和野町における廃棄物の現状についてです。

文教民生常任委員会において、６月から廃棄物処理の現状と課題を調査してきました。そこで、現地、益田地区広域クリーンセンターと鹿足郡リサイクルプラザを視察してきました。そこでは学ぶことや考えることが多くありました。ここでは個人として思うところを質問したいと思います。

１つ目、クリーンセンターで不燃物の分別に従事されている方々の苦労は顕著でありました。その軽減としても、以前から指摘されているペットボトルの分別回収を検討する考えはあるでしょうか。

２つ目です。以前、サンネットでも、ごみ分別の紹介番組を繰り返し放送していました。その効果はあったと思われますか。今後、環境生活課としてはどのような周知方法を考えているのか、また、つわの暮らし推進課と連携して、ケーブルテレビでの新たな周知方法を考えているでしょうか。

３つ目です。先月、韓国でプラスチックによる環境汚染防止の国際条約会議が開催されましたが、残念ながら生産削減目標を定めることはできませんでした。また、日本はプラスチックごみ廃棄量はアメリカに次いで世界第２位となっています。当町としてプラスチックごみに対する考え方、または対策があるでしょうか。

以上、お願いします。

○議長（草田　吉丸君）　町長。

○町長（下森　博之君）　それでは、９番、田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

津和野町における廃棄物の現状についてでございます。不燃物の分別収集に関しましては、私どもも現場視察に赴き、夏は暑く、機械の騒音等に悩まされている現状など、作業に大変な御苦労されていることを拝見しました。ペットボトルの分別回収については、新たなごみ袋の作成などによる予算の増や各家庭での分別の負担増に対す

る理解などの課題を認めております。

一方で、精細な分別を基にしたごみ処理は、事業費の抑制につながる可能性を認めておりますので、吉賀町や鹿足郡不燃物処理組合等の関係機関とも更に検討してまいりたいと思います。

２つ目の御質問でありますが、ケーブルテレビや広報等での周知により、ごみの分別に関しての効果は十分あったと考えており、引き続き周知活動を行ってまいります。

また、環境生活課としては、小中学校でのごみ分別説明会や施設見学会の実施、各種会議等でのビデオ上映などを行い、分別収集の必要性について広めていきたいと考えております。更に、他課との連携を行い、新たな周知方法なども模索してまいりたいと思います。

３つ目の御質問でありますが、議員御質問にありますとおり、先月、釜山で開催されましたプラスチック環境汚染防止会議で、日本の廃プラスチックの総排出量は８２３万トンと世界でアメリカに続き第２位となっております。津和野町での昨年の廃プラスチックの排出量は２１８トンとごみ総排出量の約１０％を占めている状況であります。今後の人口減少とともに排出量は少なくなっていくと考えておりますが、今よりもきれいな環境を残していくため、まずはエコバッグの持参やマイボトルの持参からプラスチック製品の利用・購入を控えるよう呼びかけていく中で啓発活動を持続的に行い、ごみの排出量を更に減少させてまいりたいと考えております。

○議長（草田　吉丸君）　田中議員。

○議員（９番　田中海太郎君）　それでは再質問します。

初めにお答えしていただきましたペットボトルの件ですけれども、やはりペットボトルは有価物としてとてもリサイクルは有効だと思っています。資料のほうにも出ていますけれども、１番の最初のほうのところですけれども、容器包装プラスチックの２２０．８６トンのうち、津和野町は１２９．４２トンなんですけれど、そのうちペットボトルの量としては3万2,３６０キロ、３２トンになるんですかね。それで有価物としては１０６万7,８８０円と、結構な金額になっています。リサイクルすることで、それだけ資金が出るということは、ぜひ進めていただきたいなと思っています。ただ、その一方で、新しいごみ袋を作るのはとても大変ですし、そういう意味では別

の袋、別々に分けるなど、いろいろ工夫していただきたいなと思っています。

あと、もう一つ、各家庭での分別の負担増のことを心配されているところもありますけれども、各家庭の負担というのは、私が思うには、少々負担はあっても、自分の家が出すごみなので、しっかりそこは分別していただきたいなということは引き続き周知していただきたいと思っています。

それで、最初にも述べていましたけれども、リサイクルプラザの職員の作業負担というのがとても大きいのは、御覧になられた方も分かると思うんですけれど、夏場にとても臭いがしたりとか、冬場はとても寒かったり、あと危険物とか、いろんな汚物とかが入っていたりして、とても苦労しています。その中で、それって結局、容器包装、プラごみの分別がされていないということで苦労されている面があります。そこを少しでも軽減していくためには、ある意味、収集段階の、ごみの収集ステーションでの、ある程度、そこでぱっと見たときに分別されていないものはどう処理していくかとか、そういうところも問題になってくると思うんですけれども、収集場所でのことに関しまして、何か対策をされているでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　環境生活課長。

○環境生活課長（野田　裕一君）　今、議員がおっしゃられました収集段階のときでの苦労というのはよく聞いています。明らかに違うものが入っていたりとかというものは、ちょっと度が過ぎるものは置いて帰ったりとかするというパターンもあるんですけれども、大体、収集時間があまりにもタイトな時間で、次へ行ったらすぐ次というような感じで、ほとんど大体のものが収集して帰って、結局、それを処理組合のところに持って帰ってから、新たに袋を開けて分別するというような作業でございます。集めるほうが、多分、ささっと集めていって、集めたところで、また分別を開始するというような、そういうようなパターンになっていますので、やはり回収してきてからの苦労のほうが多いと思います。一番は、やはり家庭から出す方がきちんと分別して出してくれれば、そういう手間はないと思います。今おっしゃられたことに関しましては、収集段階でということはなかなか難しいと思っています。

○議長（草田　吉丸君）　田中議員。

○議員（９番　田中海太郎君）　確かにそうですね。やはり収集場所で時間ということ

を考えたら、それが現実的かもしれません。そうなってくると、今度は、最後におっしゃられたように、分別収集の徹底というのを皆さんで協力していくということなんですけれども、以前は、多分、各地域に回って、分別方法とか、そういう収集のことについての説明会というのがあったと思うんです。やはりこれを徹底していくには、もちろんテレビも有効なところもありますけれども、実際に学校とか地域単位とかで回って、誰が回るかとか、いろいろあるんですけれども、実際に回って、その現状を話したりしていくことがとても大事だと思うんですけれども、そういう回っていくという取組は役場だけでは大変かもしれませんから、環境パートナーシップだとか、議会も、そういう場合によっては協力することもできると思うので、何かしらのそういう形はできるでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　環境生活課長。

○環境生活課長（野田　裕一君）　確かに、以前、勉強会を含めて自治会の方から学習会を開いてもらえないだろうかというようなことがあったときは、出向いて説明会とか、よくしたりしていました。ここ最近は、小学生とか保育園とかでそういうような学習会は開いておりますけれども、今、回数的にかなり少なくなっていくような状態なので、いま一度、分別の徹底を含めて、いろんなこんな話がありますよというようなところも含めて、回ってみたいなとは思っております。議員さんのほうも手伝ってもらえるということがあったり、環境パートナーシップも、当然、水をきれいにする会も含めて、巻き込んで、いろいろとそういうところを考えていきたいと思っております。

○議長（草田　吉丸君）　田中議員。

○議員（９番　田中海太郎君）　多分、地域のほうから来てほしいというのは、ある程度、意識があってやらなきゃいけないというところがあるんですけれども、やはり普段の生活に追われて、なかなかそこまで意識が回らない場合もあるので、やはり町とか、こっちのほうから、一度全部回って説明するというのが大事だと思います。

それと、やはりそのときに分別の説明、やり方とかだけでは、なかなかごみ問題って解決しないところがあるので、極端に言えば、リサイクルプラザの職員の、今、こういう大変な状況なんですよ、こういうのが入っていましたよというのとか、例えば、

今回、可燃物、益田のほうでは、燃えるごみの中に金属が入っていると、ちゃんと入り口に金属のが置いてあるんです。それを見ると、これはちゃんと入れておかないと、あそこが大変だなというのがよく分かるので、そういう説明だとか、あと、実際、もっと言えば、世界のごみが今すごく多いんだよと。だから日本ももうちょっと減らそうねという話まで、一体としていろいろ説明していっていただきたい。ただの分別だけではなく、そういうところをお願いしたいと思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　環境生活課長。

○環境生活課長（野田　裕一君）　やはりそういう話も含めて、一番いいのが不燃物処理組合、それは六日市の吉賀町のほうにあるんですけど、あと益田のほうは可燃ごみのクリーンセンターのほうなんですけれども、そこで足を運んで、それはうちが呼びかけて、皆さんを集めて、大人数になればバスでも出して、実際、現地に行ってそういうところを見たりするのが一番手っ取り早いんじゃないかと思っております。毎年、少人数ではあるんですけれども、クリーンセンターのほうとかには向かって、実際、ごみ焼却場はこんなふうに処理されているんだよというような、現場でいろいろ見ると、かなり頭で想像していたよりは大分違うイメージというのがあったと聞きます。ですので、また今年も、来年も含めて、そういうような、実際、現地に行って見てみようというような活動に力を入れていけたらなと思っております。

○議長（草田　吉丸君）　田中議員。

○議員（９番　田中海太郎君）　確かに現地に行くというのが効果的だと思っていて、施設の現地の見学者というデータがありまして、令和４年度は、その１年間でリサイクルプラザ、不燃物処理組合に見学された町民の数が、吉賀町は令和４年度１３４人、津和野町は９９人、令和５年度が吉賀町は１２４人、津和野町は４６人となっています。これは確かに吉賀町のところにあるので、なかなか津和野からって、とても遠いとは思うんですけれども、やはりこれはぜひ町としても、もっとしっかり宣伝して、教育委員会と一緒になって環境教育という意味からもぜひ進めていってほしいと思っています。

それと、今回視察したときに、多分、課長も見られたと思うんですけれども、ＰＲのビデオがありました。益田の広域クリーンセンターと吉賀のリサイクルプラザ、そ

れぞれ。この内容がとても分かりやすくて、子どもにも分かりやすいし、私達大人にも、こういう仕組みになっているんだ、ごみはこういうところに行っているんだというのが分かるので、あれをぜひ何か活用していただきたいと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　環境生活課長。

○環境生活課長（野田　裕一君）　あれは、私も、そこへ田中議員と一緒に行ったときに見させてもらったビデオなんですけれども、とてもよく分かりやすい、かみ砕いてあるビデオでございました。担当者のほうに言ったら、そのＰＲビデオを貸してくれるということだったので、今度借りて、益田のクリーンセンターのほうも貸してくれるということでしたので、２つ借りて、うちのほうでコピーをしながら、いろんなところで学習会を開くときにそれを上映できたらと思っております。

○議長（草田　吉丸君）　田中議員。

○議員（９番　田中海太郎君）　映像ってとても大事なのでいいと思います。今回は通告になかったので質問としてはしませんけれども、やっぱりサンネットの番組、あれもとても効果的だと思うんですけれども、自分が感じたのは、サンネットのニュースが終わった後の時間でやるので、自分は見ていて、ついでにそのまま見ていたんですけれども、意外とニュースで、もうスイッチを切っちゃう、チャンネルを変える方が多くて、やっぱりごみの分別って番組をやっていると、つい皆さん飛ばしてしまう場合があるので、何かいい方法で、サンネットのニュースの特集として、今、ごみはこんなになっているんだよとか、例えばそういうふうにやってほしいなというのは思っているので、またいずれサンネットのところで、どこか質問させていただきたいと思っています。

あと、もう一つ感じたのが、不燃物処理組合で搬入された粗大ごみというのは、持ち帰ることができない原則と言われました。現地では、結局、大型のごみとかは、大体、破砕機があるので、そこで細かくして、可燃の素材であればそれをクリーンセンターに運ばれて、熱源利用、燃やして、その熱を利用するというリサイクルを行っているみたいです。それを聞くと、ちょっともったいないなと思っていまして、何かしら粗大ごみって言うんですけど、実は使えるものがたくさんあったりするし、不燃物

処理組合でも、もちろんリサイクルできるものはリサイクルに出しているんですけど、ある程度のものは燃やしたりもしているところがあるので、やはりそこをもうちょっと活用できないかなと思うんですけれども、それは吉賀と津和野があるんですけれども、津和野町としてはどうお考えでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　環境生活課長。

○環境生活課長（野田　裕一君）　大型ごみの関係、今までもいろいろと質問がありました。どういうふうに活用していくか。今、うちのところでは、中座の旧焼却場のところに、一時仮置きをして、そこから収集して燃やすというようなことになっております。やはり、今、考えているところとしましては、中座の焼却場を今から解体してというようなときに、また新たに建てるときに、そういうような屋根ができているようなもの、大型ごみの搬入があるときは、それをまたリサイクルとしてできるような、やっぱり屋根がないと、濡れたらだめなので、そういうようなところもいろいろ考えていけたらなと思っております。

○議長（草田　吉丸君）　田中議員。

○議員（９番　田中海太郎君）　これはいろいろと自分も知識がないので聞きたいことがあるんですけれども、要は、先ほど言ったプラスチックの分別に関することを変えるとか、新しく基準をつくるとか、変更するなどといった仕組みづくりに関しては、実際、手続ってどのような感じでやるんでしょうか。例えば、一議員とか一町民とかがこうやってほしいとお願いしたときに、町として動いていくのか、それとも鹿足郡処理組合としてやるのかとか、そういうシステムが分からないので教えていただきたいんですけれども。

○議長（草田　吉丸君）　環境生活課長。

○環境生活課長（野田　裕一君）　システムの仕組みというか、可燃ごみとしましては益田のクリーンセンターというところに持って行って焼却作業を行います。この益田広域事務組合というところなんですけれども、益田市と津和野町、吉賀町で処理組合、この４つでそういうような取組をしていきます。それは、今、こういう問題があるんだろうかというようなことがあれば、年に数回会議があるんですけれども、そのときに議題として持ち上げてもらって、今、こういうようなことで質問がありますけど、

どういうようなふうに動いたらいいですかねとか、システムを変えるような事例があっても、そういう場で１回持って、それで議論しながら進めていくと思います。何かあれば、うちのほうに言ってもらえれば、うちのほうが事務組合の会議の中でそれを発表して、考えてもらうというようなことになっております。

今度は不燃物、吉賀町にある不燃物処理組合、これは吉賀町と津和野町と事務組合の３つで動いております。燃えるごみ以外のものに関しましても、そこでも大体年に数回、会議が開かれますので、そこで、今さっきの可燃と同じようなことで、こういう質問がありましたけどどうでしょうかというようなことがあれば、そこに持ち上げて、いろいろ協議をしていって、そういうふうなことを変えていったりとかということをすると思いますので、まず何か言ってもらえたりとか、そういうようなことがあれば、うちのほうからそういう会議で上げていけたらなと思っております。

○議長（草田　吉丸君）　田中議員。

○議員（９番　田中海太郎君）　そうしたら、最後ではないですけれども、二、三点ほど町長とやり取りさせていただきたいと思っています。町長の回答の中で、プラスチック製品のことに関して、現状として、資料としてもここにありますけれども、自分も全然知らなかったことではあるんですけれども、例えば商品プラスチックに関しては、商品プラスチックの袋を出して、不燃物処理組合、吉賀のほうに行くんですけれども、それって何かしらリサイクルとかあるのかなと、ぼんやりは思っていたんですけれども、実際は、やはりそこで手選別で、金属とかそういうもの、燃えないものは外して、その商品プラスチックのものは益田のクリーンセンターのほうに運んで、そこで要は熱源利用、リサイクルですけれども、それを燃やすことで、その熱を使ってまた利用するというリサイクルの方法です。これは、結局、用語ではサーマルリサイクルというふうに言っていまして、実際、先ほど町長の回答にありましたけれども、２０２１年のプラ総排出量８２４万トンのうちサーマルリサイクルは５１０万トン、要は６割以上は商品プラスチックが燃やされているという現状です。それに対して、先ほどの回答の中では、プラスチック製品の利用とか購入を考えながら呼びかけていく啓発活動をやっていきたいとおっしゃっていただきました。私もまさにそこが大事でありまして、産業のこともありますので、なかなかそれをはっきり言うわけにはい

かないんですけれども、なるべく大事にプラスチック製品を使って、プラスチックのいいところもありますので、捨てるまで最後まできちんと使い切るとか、ごみを捨てるときはいろんな方法を考えるとか、そういうのをみんなで考えていかなきゃいけないと思うんですけれども、まず、そのプラスチック製品に対する、ごみに対することを、町長、もう少しお聞かせください。

○議長（草田　吉丸君）　町長。

○町長（下森　博之君）　御質問の、どう言いましょうか、意図が分からないというか、詳細が分からないと申しますか、ごみ問題を一つ取っても、消費者側の、まずは使うほうの意識ということがまずあるということ。それは、やはり一体どこまで大切に使い続けるかということや、できるだけ新しいものを購入しないということやら、そういう意識ということ。それからもう一つは、また使った後で、そのごみ出しの方法をどうしていくのかという意識ということと、そこでまず違いがあるということ。それから、まさに今度は出されたごみをどういうふうにまた回収をして、更にその上で分別をしていくのかという、今度は我々ごみを受け入れる側の、その対処の仕方ということ、そこの中でも、また更にいろいろな考え方の過程の中での、工程の中でのいろいろな考え方というのがあるので、どこに焦点を当てて、今、お答えを、限られた時間でもあるかと思いますので、どうお答えしていいのかなというのを悩みながら、今、こう立っているようなところでありますけれども、やはりそういう意味では少し抽象的な回答になるかもしれませんが、まずはやはり消費者のいわゆる意識を、更に環境問題ということに対して意識を高めていくということ。それから、またそういう啓発活動というのは、環境パートナーシップ会議をはじめ、津和野町も単独で行いますし、鹿足郡不燃物処理組合でも行っているということで、いろいろな媒体を通して、この啓発活動に努めているというところでございます。

先日も、たまたまですが、先週の日曜日でしたか、左鐙公民館で津和野町環境パートナーシップ会議のほうが、映画の上映を午前と午後でしていただいて、そしてこの大量消費、それから大量廃棄に対する問題を提起したドキュメンタリー映画を町民の皆さんに見ていただいたということで、私も午前中の部はそれを見に行ってきたところであります。ですから、それも見た中では、我々も普通に使っているものも、ただ

安いから安いからといって、それを基準に買っていたけれども、あの映画では、それだけではいけませんという、少し問題提起がされていて、私自身も一消費者として大きな気づきを得たということでもありました。一方で、そういう津和野町環境パートナーシップ会議というのが、そういう町民向けの啓発活動をしていただいているということはありがたいことだなというふうにも感じたというところであります。

ですから、今後もやはりそういういろんな媒体や地道な啓発活動というのは繰り返ししていくということが大切であろうと思いますし、それから、例えば、いわゆる先ほどから申されているペットボトルのみの分別回収とか、そういうやり方については、これもまた行政の一つの考え方にもつながってくると思いますので、そういう部分については検討もしていきたいと思いますし、そして、更にまた詳細な分別ということまでになってくると、また、より予算の増とか、各家庭の分別の負担にもつながってくる。ここをどう考えていくかということにもなるということでありますけれども、そうしたことも、やはりこれもいろんな媒体で地道に、正しい分別ということについても啓発活動を続けていくということが大事であろうかと思っております。

ただ、そのやり方というのは、より工夫をしないと、じゃあその説明会をします、公民館単位で町内を回る、集まってくださいと言っても、実際にやってみて、どこまで集まってくださるのかというのは、現時点では分かりません。むしろそんなにたくさん来られないんじゃないかなというのは、これまでの経験からは感じているところでありますから、そういう意味では、例えば、秋には公民館まつりが各地区で開催されていて、そこでステージでの出し物が、いろんな文化活動の発表があったりするわけでありますから、その一場面をお借りして、多くの地区民が集まっていらっしゃる中で分別のお願いをさせていただく機会を設けさせていただくとか、それから、公民館まつりでは、いろんな消費者問題の関係もパネル展示等も行っておりますので、そういうところで、いわゆる分別についても啓発のコーナーを持たせていただくとか、そこにはまた職員もついて、お越しいただいた方といろんな具体的な分別についてのやり取りができる機会を設けていくとか、そういうことも大事ではないかというふうにも思っております。

ちょっと取り留めのないような回答になってしまっているかなというふうに、話し

ながら思っているところでありますけれども、そういうところを今後も取り組んでいくことは我々としてもやっていきたいと思っていますし、そのためには、できれば吉賀町さんとも足並みをそろえてやってまいりたいという思いでもありますので、そういうふうな意味で、関係機関ともいろいろ、また、より改善をしていけるように、啓発活動としても改善していけるように、また具体的な分別の取組についても解決していけるように、これからも連携をした取組を進めてまいりたいと、そのように考えているところでございます。

○議長（草田　吉丸君）　田中議員。

○議員（９番　田中海太郎君）　ちょっと質問の仕方がまとまっていなかったので、答えづらかったと思います。本当はここでいろいろとやり取りをしたかったんですけれども、時間の関係もあるので、なかなかあれなので、もう一つくらい答えていただければありがたいかなと思うんですけれども、要は、今回の質問って、実は自分としては町に何かお願いしたい、町にいろいろ尋ねるという側面もあるんですけれども、それ以上に、本当は町民の皆さんにメッセージを送りたいなという思いがありまして、そういうごみの現状とか、先ほど、まさに町長が言われた、なかなかごみの話をするといっても、それにすごく興味があって集まってくるという人は多分少ないと思います。だけど、結局、自分らが、先ほどの農業の話もそうですけど、農業は口にするもんだし、ごみというのは、要は自分達が出すものであるので、だから本当は一番関わりを持たなきゃいけないので、それをどう関わらせるか、関わっていただくかということをみんなで考えていかなきゃいけないと思っています。そのために、先ほど言われたような、例えばイベントでそういうのを見せるとか、話すというのはとても大事だと思うので、これから自分の活動でもそれは参考にしていきたいと思っています。

それで、例えばですけれども、ごみの分別に関して、やはりごみの分別は先進地なんかは、それを注目されて、それによって人口が増えたとか、あと予算が、逆にごみの収集の手間とか、収集の予算が余ったというか、そこで余剰が出たとか、そういういいこともあるので、やはりそれは進めていかなきゃいけないと思うんですけれども、これは例えばなんですけれども、今回議題で出た日原の集会所施設なんかの、今後それを進めていかれるということなんですけれども、例えば、以前質問したときに、将

来的に太陽光をつけるとか、いろいろと環境に配慮したということを述べられておりました。それであれば、ごみの分別の、そこを例えばモデルとして、細かな分別をやるだとか、あと、ちょっと資料で可燃ごみのところが生ごみとか草木類などが水分過多で益田のクリーンセンターでは燃焼効率を下げている、そこが課題だというのをおっしゃっていました。やはりこれも、結局、世界では生ごみとか草木類というのは、燃やさずに再利用したりリサイクルしたり、埋立ての場合もあるんですけど、そういうことをやっています。そういうのもやっていくべきだと思うので、例えば、あそこのところで生ごみを集めて、そこでキエーロとかコンポスト、もしくはそこで何かうまい具合にリサイクルを見せて、町民にもうちょっと広く知ってもらうとか、何か将来に向けてそういう活用できる部分というのを考えていただきたいと思っています。なので、例えばですけれども、今の話なんかに関して、町長はどのような考えを持っているでしょうか。質問、分かるでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　町長。

○町長（下森　博之君）　新しい集会所施設の活用ということについては、そういうことも大いに検討していくべきことだろうというふうに思っております。

私も多分野に渡る質問を受けていくので、正式名称がいつも……。キエーロというようなごみ処理のやり方というのも、現在、津和野町環境パートナーシップ会議を通してであったりとか、婦人会も確か関わっていらっしゃったんじゃないかなと思っていますけれども、そういうやり方ということにも取り組んでいらっしゃるわけであります。ですから、そういうものの導入の啓発活動とかいうことも当然考えられると思います。それがまさに集会所施設の活用ということにもつながっていくんだろうというふうに思っておりますから、そして我々もゼロカーボンシティ宣言を行って、今後、いろいろ太陽光や木質バイオマスをしっかり導入をして、いわゆる地球環境問題に対しての津和野町としての責任を果たしていこうという取組をしているわけでありますから、そういうような啓発活動であったり、それから町民の皆さんと一緒に取り組む場であったり、まさにそれが、今回、集会所施設とする拠点ということになるというふうに私自身も大きな期待も寄せておりますし、しっかり町としても多くの民間の関係団体とも連携をして、そこの活用につなげていきたいという思いでございます。

○議長（草田　吉丸君）　田中議員。

○議員（９番　田中海太郎君）　次の質問に移りたいと思います。

津和野町地域公共交通計画です。当町は今年３月に向こう５年間の地域公共交通計画を策定されました。人口減少とともに公共交通の役割は年々大きくなってきます。町の財政負担増も懸念される中、公共交通の維持は確実性と効率性と柔軟性を兼ね備えなければならないと思っています。

その中のテーマとして２つ上げました。１つ目は、児童生徒の減少と地域交通の充実に対応するために、スクールバスの混乗化（スクールバスに地域住民が乗ること）、乗合化（路線バスに児童生徒が乗ること）、共有化（スクールバスが空いているときに公共交通として利用する）ということなどを進めていくべきであると思いますが、どうお考えでしょうか。

２つ目としては、最近、各地で貨客混載のバスが実証並びに運用を開始しています。当町でもそのような動きはあるのでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　教育長。

○教育長（岩本　要二君）　それでは、津和野町地域公共交通計画についてお答えさせていただきたいと思います。

まず１つ目の御質問でございますけれども、スクールバスは町立小中学校の児童・生徒の通学用に運行しております。スクールバスを混乗化することにつきましては、次のとおり様々な課題がございます。まず１点目として、スクールバスの利用を認めた児童・生徒以外の方が利用する際の利用料金回収に係る整備。２点目として、スクールバスは、学校の時程に合わせて運行しているため、運行時刻の変更・運休についての住民への周知。３点目として、座席数に限りがある中、児童・生徒の通学を優先させる必要があることから、予約制の検討。４点目として、へき地児童生徒援助費等補助金を活用し購入したスクールバスの文部科学省の承認手続。５点目といたしまして、児童・生徒以外の方が地域交通として利用する際の地域公共交通会議での承認手続等がございます。これらの課題解決をしていくためには、関係機関等への整理、手続が必要になってくると認識をしております。

乗合化につきましては、現在も行っており、効率的に運用しております。

スクールバスを公共交通として利用する共有化につきましては、登下校以外の時間帯は、校外活動・部活動などで使用することが多く、学校の教育活動における交通手段を確保するため、定期便として公共交通に利用することは難しいと考えております。

議員御指摘のとおり、公共交通の在り方について検討を進めることは重要なことであると認識をしているところであり、児童生徒の通学の交通手段確保及び教育活動での活用を第一とした上で、混乗化、乗合化、共有化について、それぞれの課題を整理し、関係各課にて検討を進めてまいりたいと考えております。

続いて、２つ目の御質問でございますが、町内の公共交通につきましては、令和５年度に策定しました津和野町地域公共交通計画により、住人と訪れる人にやさしい温もりのある公共交通の確立を基本方針として、広域と地域内移動の利便性の向上、観光二次交通の充実、公共交通利用促進と利用環境の改善及び運行体制の維持・効率化を目指し、順次事業を進めていくこととしております。

町営バスの貨客混載につきましては、住民の方々より一定数の需要があるのではないかと推察しているところでありますが、計画策定の際に実施した住民意識調査及びパブリックコメントにおいて、特に貨客混載における意見が寄せられなかったことから、計画に明記はしておらず、具体的な運用についての動きはございません。

また、実証につきましては、一定の問題点や課題点等が出てくるものと考えております。貨客混載の運行に当たりましては、新たに貨物に対しての自動車運送事業の許可の取得及び運行管理者の選任、事故発生時の対応の明確化や乗客と貨物の安全性を確保するための車両の構造変更を含めたハード整備が必要になってまいります。今後、関係機関との協議を踏まえ、有効性のある貨客混載の在り方について検討してまいりたいと考えております。

○議長（草田　吉丸君）　田中議員。

○議員（９番　田中海太郎君）　今、回答にありました５つの点があったと思うんです。これに対して、なかなか課題として上げられましたけれども、自分が感じるには、そこまで課題としてでもないかなと。これは感じ方の違いなので、あれなんですけれども。例えば、利用料金回収に関しては、先進地とかでは、ある程度、乗る人を不特定多数ではなく、特定して、日常的に利用される人と規定すれば、結局、定期とかチケ

ットにすれば、そこは結構ハードルが低いんじゃないかなと思っていまして、２点目の周知とか予約制というのも、ある程度の限定した人数であればやりやすいかなと思ったりしています。それから、あと４点目のへき地児童生徒援助費等補助金、これに関して、やはり文科省の承認手続がいるというんですけれども、これも自分もいろいろ調べて、その承認手続の文書を見ると、４枚の様式で、意外とシンプルで、ほかの自治体とかもそれをすぐ出したというのも書いてあるので、ハードルは低いのかなと思っています。しかもこれはスクールバスの整備が６年以内のものに限って手続がいるという書き方もされていました。それと、あとは５点目の地域公共交通会議での承認手続、これも要はそこに被る路線バスだとか、町バスだとかの事業者とのやり取り、共通認識が大事だということであって、公共交通会議を開けば、そこがクリアできるんじゃないかと国交省が書いてあるので、そうやって進め方としてはできると思います。

だから、要は、これが緊急性ではないけれども、やるべきなのかどうかという話でありまして、この質問した理由というのは、一つは、例えば、津和野の中学生が津和野高校を受けるに当たって、路線バスの時間が合わないから、結局、部活の関係もあるから、親が送迎しなきゃいけない。でも親が送迎できないから、益田の高校の寮に入るという選択をされた方がいたりとか、あとは医療関係の会議とかで、高齢者の方が朝の病院に行くのにバスのタイミングが合わないので、スクールバスが空いているから乗れんじゃろうかという話をしたときに、原則、不特定多数の方は乗っちゃいけないんだよという話で断られたという話とかを聞いたり、やはりニーズがちょっとずつ出てきているんです。だから、そのニーズに対応するために、できればそれをやっていただきたいと思っています。意外と、やるハードルは低くなるんじゃないかなと思いますけれども、実際問題、課題として５点上げているんですけれども、教育長、特にハードルが高いと思うところはどこだと思いますか。

○議長（草田　吉丸君）　教育長。

○教育長（岩本　要二君）　議員、以前から、スクールバスの混乗化については、一般質問等でいろいろと御意見なり御質問をいただいているところであります。今回、こうして御答弁をさせていただいておりますけれども、先ほど課題点として５つほど答

弁をさせていただいております。それぞれ議員が、これはそんなに難しくないだろうとか、いろいろあるかと思いますけれども、ただ、課題として整理していくことは必要になるということでございますので、まずは有償、無償にするかとか、まずそうした中で有償にするということになると、自家用自動車運送許可というふうな道路運送法上に規定する申請なり、手続が必要になってまいるということもございますので、そういった手続をした中で、踏まえながら、また地域公共交通会議という、そういったいわゆる運輸支局あるいは民間のバス事業者、あるいは住民の代表の方、そういった地域公共交通会議というものが組織されておりますので、そういった中で、またこういったスクールバスを混乗化するなり、有償にするかとか、そういった部分の検討・協議というのは必要になってくるだろうというふうに思います。

それと、先ほどへき地の補助事業、これにつきまして、今、議員がおっしゃいましたように、６年以内は、確かに先ほど言われましたような手続が必要になってまいりますけれども、それ以降については協議をするというふうなことになろうかと思いますが、そういった手続も出てくるということでございます。いずれにしても、一つ一つの課題を検討、そして整理していく必要があるというふうに考えております。

○議長（草田　吉丸君）　田中議員。

○議員（９番　田中海太郎君）　はい、分かりました。やはりニーズがあったり、要望があれば、そういうところを上手にハードルを下げていって、ぜひ進めていっていただきたいと思っています。

特に、令和６年１０月１１日に国土交通省と文科省が連名で、各都道府県として都市に向けて、スクールバスと地域交通の効果的な活用に関する周知文書というのを出しています。その中で、やはりスクールバスの混乗化も過疎地域においては推進していくべきだと述べられておりますので、またそこら辺の国との規制緩和って進んでいくと思います。

これと関連して、国の規制緩和というのと同じことで、また貨客混載のことですけれど、これも結局、令和５年からは過疎地域限定の貨客混載制度ってあったんですけれど、今はもう全国で実施可能となりました。国としても、やっぱり規制改革の一環として進めていくっていうところみたいなので、まだまだ更なる規制緩和が進んでい

くと思っています。

そういうところにおいて、先ほどお答えしていただいたような様々な手続とか課題はあるんですけれど、これも例えばどこかでありました。答えの中で、新たに貨物としての自動車運送事業の許可、車両の構造変更がやっぱりちょっとハードルがあるっていうんですけれど、これも結局、国交省の補助で今は２分の１の補助が出るとかそういった問題もあるので、そこら辺も多分クリアできていくと思います。

なので、これはちょっとまとめて答えていただきたいとは思うんですけれど、やはり地域公共交通のあり方って、これからどんどん必要になってくるから逆にどんどん攻めていくっていうか、やっぱり新たな取組をやっていかないと、従来のやり方ではなかなか住民へのサービスも行き届かなくなると思うので、発想とか、こういう新しい取組って積極的に取り組んでいっていただきたいと思っています。

これからまだどんどんそういう会議をやっていくと思うんですけれど、つわの暮らし推進課の課長として、今後こういう新たな取組を進めていくに当たってどのような課題があるのか。

それとあと、やはりそれは結局ほかの課、いろんな課と連携してやっていかなきゃいけないので、なかなかそれがすぐには進まないと思うんですけれど、進めていくことに対する思いでも考えでもちょっと聞かせていただければと思います。

○議長（草田　吉丸君）　つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内　秀和君）　地域公共交通はつわの暮らし推進課で担当しておるわけですが、今、議員おっしゃるように、新しい取組だとか従来の考え方をもっとこういったいろいろの取組が必要であろうという御指摘だと思います。

おっしゃるように、今、地域公共交通が非常にやっぱり脆弱になってきて、特に地方がです。地域公共交通を何とか解決すると、地域課題の８割が解決するという、中にはそう言う学者もいらっしゃいます。

新しいことの取組としまして我々が今ちょっと考えているのは、例えば去年ですとドローンの実証実験だとかもいたしました。それから、今、脱炭素化の事業を進めておりますが、電気自動車の導入等も最近は新しいＥＶ車の１人乗りとか、いろいろそうしたことのライドシェア等も中には起きております。

先般も広島の陸運局の局長が津和野町に来られまして、日本版ライドシェアの提供も行いました。こういうのもやっぱり、これからデジタル交付金等もこうしたライドシェアにも使えるというような情報提供もいただきましたし、先般行われました津和野会議でも新しい電気自動車の実証実験等も行われております。

そうした新しい技術革新に伴う取組ももちろんですけれど、今現状で言えばＪＲですとか石見交通ですとか、もう午後７時台には全部ストップしてしまうということで、先ほどおっしゃったように、高校生などの進学とか部活動とかにも影響を与えている実態がありますので、そうしたことに関しましても石見交通ですとかＪＲと協議しながら、先ほど教育長が申しました地域公共交通会議等でしっかり議論をしまして、新しい地方の公共交通体系は本当に喫緊の課題と思っておりますので、そうした中でしっかり関係各課と連携を取りながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（草田　吉丸君）　田中議員。

○議員（９番　田中海太郎君）　本当ちょっと詰め込み過ぎたので全然時間がないので、この地域公共交通に関しましては、また次回もいろいろと質問させていただきたいと思っています。

最後のこの津和野高校魅力化と当町の関わり方、これもちょっと時間切れになるかもしれませんけれど、またこれも次回も含めてやりますが、今から説明します。

３番目、津和野高校は、少子化による生徒減少の流れをいち早く酌み取り、県外生の呼び込みや、グローカル・ラボの活動などの高校魅力化に取り組んできました。来年度、津和野高校は「ＤＸ加速化推進事業」を導入し、未来共創科を新設して更なる呼び込みを検討されていると聞いています。

それでは、１番、新設される未来共創科に対し、町としてどのような連携、協力をしていきますか。

２番、津和野高校の特色または「津和野らしさ」とは何でしょうか。

３番目、地元入学者を増やすための対策をお伺いします。

○議長（草田　吉丸君）　教育長。

○教育長（岩本　要二君）　それでは、津和野高校魅力化と当町の関わり方につきまし

て御答弁をさせていただきたいと思います。

まず、１つ目の御質問でございますけれども、本町では１０年間にわたって津和野高校魅力化に津和野高校と一緒に取り組んでまいりました。近年では、探究的な学習から自分の将来像を描き、進路実現に結びつける生徒が増えていると伺っております。

生徒のアンケート結果を見ると、「津和野高校に入ってよかった」と思う生徒の割合が、令和６年度は９１．８％程度となっています。この割合は僅かながら上昇傾向にあることから、教育魅力化に効果があることを感じているところですが、全国的に探究的な学習の重要性が広まる中にあって、県外からの志願者は以前に比べると減少しているようです。

また、町内や近隣中学校の生徒数が減少する中で、地域内の生徒の増加は難しいと考えています。教育魅力化の推進によって人気の高まりを見せてきましたが、人口減少が進む中にあって定員を満たすことは容易ではありません。

このことに危機感を持った津和野高校は、文部科学省が進める普通科改革事業に着手しました。これは、これからの社会に必要不可欠とされるデジタル分野の学びを取り入れ、普通科の枠組みの中でデジタルを活用した教科学習と探究的な学習の発展を狙ったものです。その一環にある高等学校ＤＸ加速化推進事業によって、デジタルデバイス等の整備が進み、普通科改革における教科学習及び探究的な学習とデジタル分野の融合が円滑になると期待するものでございます。

授業構築に当たっては、本町に進出されたＩＴ企業にも支援していただくことになっており、得意とするデジタル分野における授業参画等に関わっていただくことを検討しているようです。

津和野高校の未来共創科については、「社会に開かれた教育課程の編成の更なる充実を目指し、産学官民との連携を強化して世代や地域を超えて多様な関係者と連携しながら、未来を共創する人材の育成を目指す」とされています。

本町といたしましては、津和野高校がＩＴ企業と連携して進めるこれからの社会を担う生徒の学びを通して、人材育成に関わる多様な関係者による教育集団の形成に携わってまいりたいと考えているところです。

続いて、２つ目の御質問ですが、津和野高校では、身近なことや地域課題に対して

解決や実践に向けて探究する教育を全国に先駆けて行っています。また、その教育を教員のほか高校魅力化コーディネーターや地域住民や、支援する企業や団体があり、多くの大人が温かく生徒の成長を促す恵まれた環境にある高校と考えています。

生徒の３割程度が県外から入学する県立高校ですが、県外出身者であっても卒業後にインターンシップを本町で実施したり、探究的な学習にサポーターとして高校を訪れたりする若者が増えています。高校生にとって先輩との交流は、大学が近隣にない本町にとってかけがえのない時間になっていると考えています。

学力面では、少人数にきめ細やかな指導を行い、進学や就職等、多様な進路実現に結びつけています。中には、地域をフィールドにした探究学習が教科学習に粘り強く向き合う動機となり、高い進路実現を成し遂げる生徒もいるようです。

また、部活動も活発です。バレーボール部では、小規模ながら強豪校に渡り合い、ベスト８以上の成績を安定して残しています。野球部では、ベスト４に入るなど近年、力をつけてきていると言えます。合唱部や吹奏楽部では、文化部合同公演ＪＡＭや、定期公演以外でも地域の公民館や日原天文台、安野光雅美術館等の活動と連携して出演しています。イベントの企画から部員が参画することもあり、部活動を通じた学びの場を地域に広げると同時に活性化にも一役買っています。

このように津和野高校は、小規模校ながらも個性豊かな生徒が多種多様な活動に取り組んでいると理解しており、町といたしましても、生徒の主体性を育む教育の実践に向けて支援してまいりたいと考えているところでございます。

続いて、３つ目でございますが、津和野高校入学者の状況について、地元生徒の入学者数は、令和６年度では、津和野中学校が１９人のうち９人、日原中学校が１９人のうち１人、令和５年度では、津和野中学校が２６人のうち１５人、日原中学校では２７人のうち９人となっています。入学者数全体で見ると、入学者が多い年の翌年には志願者が減少する傾向にあります。

ただ、令和６年度の全体の入学者が４５人と定員に対して５６％となり、これに危機を感じた津和野高校が、これまで進めてきた教育魅力化の更なる発展を目指して普通科改革に着手しようとしたものです。

本町といたしましても、教育課程外でも探究的な学びの機会を創出することで、本

町が学ぶ環境として有益であることを伝えると同時に、高校生が教育課程外に活動できる拠点機能の充実にも努めてまいりたいと考えているところです。

部活動の活性化は学校の魅力の一つです。好成績を収めた翌年の入部者は多くなる傾向にあります。このことから、部活動の活性化や成績を上げるための取組に対しての支援策については、本町としても検討する必要があると考えているところです。

今後は、津和野高校の教育課程をより具体的に中学生や保護者にも伝えていくとともに、高校生と小中学生が一緒に活動する機会を発展させることも重要と考えており、津和野高校をはじめ、島根県や関係する団体とも連携して協力体制の強化等に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（草田　吉丸君）　田中議員。

○議員（９番　田中海太郎君）　時間がないので、一つだけ質問させてください。

津和野高校としての普通科改革に対して意見とかは述べる立場ではないんですけれど、デジタル分野の推進というのは県外からは多分、注目とかはあると思うんですけれども、地元生徒の増加にはなかなかつながらないかなあと思っています。

そこら辺の見解を伺いたいのと、あとやはり県外から来る子ども達も津和野に来るということは、やっぱり津和野の魅力というのをしっかり３年間味わってほしいです。それは自分が思うには、もちろんデジタルはツールとして必要かもしれませんけれど、それを学ぶよりもっと津和野の文化とか自然とか、そういうものをしっかり体感してもらって感性を磨いて、都会に戻ってほしいと思っています。

やはりそういうところのバランスってとても大事なので、津和野高校としてはツールとしての使い方を教えるでしょうけれど、津和野町との関わりとしてはやはりデジタル分野の推進よりは、まずそういう津和野のよさをもうちょっと交流とか――本当は今日質問しようとした公民館の活動なんか、あれは何かとてもよいと思うんですけれど、そういうことを進めていってほしいと思っています。

その件に関して最後、教育長、一言お願いします。

○議長（草田　吉丸君）　教育長。

○教育長（岩本　要二君）　今、小中学校の学校教育におきましては、デジタル化の推進ということで、国がＧＩＧＡスクール構想ということでＩＣＴ教育をああして推進

をしております。

まず、通信環境の整備を行いまして１人１台端末ということで、子ども達にタブレット１台端末を与えているといいますか、貸与しているという状況でございますけれども、議員、以前からそのデジタル化というところでいろいろと思いを持っておられるのは一般質問等でお聞きしているところでございます。ですが、今ああしてやはり国、文部科学省はそうしたＩＣＴ教育を推進していくということでございますので、我々としてもそういった教育を推進していく、進めていきたいというふうに考えております。

ただ、議員がいろいろと御心配しておられますけれども、学校の授業の中でも今、本町でのＧＩＧＡスクール構想というものをつくっておりますけれども、全てにおいて、そうしたタブレットを活用したデジタルでの学習をしているということではございません。

学年に応じた、そういったタブレットを利用した、いわゆるデジタルを使った中での学習の方法、それぞれそういった方向、それを定めておりますので、そういった中で授業に使っていただくということで今は進めているということでございますし、先ほど公民館の活動ということも今ございましたけれども、子ども達への関わり方として、やはり一方で社会教育という観点があろうかと思います。

そうした中で学校・地域・家庭というところが連携して、地域の中で子ども達を育んでいく、見守っていくというふうな、そういった場を今つくっていると。学びの共同推進事業ということで今、展開をさせていただいておりますけれども、そうした中で地域の文化あるいは地域行事等に触れる中で、議員が心配しておられる感性等を磨いていくといいますか、そういった豊かさにつなげていっていただければなというふうに考えております。

以上です。

○議長（草田　吉丸君）　田中議員。

○議員（９番　田中海太郎君）　以上で一般質問を終わります。

○議長（草田　吉丸君）　以上で、９番、田中海太郎議員の質問を終わります。

……

○議長（草田　吉丸君）　ここで１時２０分まで休憩とします。

午後０時17分休憩

……

午後１時20分再開

○議長（草田　吉丸君）　休憩前に引き続いて、一般質問を続けます。発言順序４、４番、米澤宏文議員。

○議員（４番　米澤　宏文君）　発言順序４番、米澤でございます。通告に従い、質問をいたします。

まず１つ目に、津和野町の災害応援協定や各種協定等の締結時期または協定内容はということでお願いをいたします。

また、このことにつきましては、過去に説明は受けておりますが、確認のため再度お願いをいたします。

１として東京都文京区、２、福岡県北九州市、３、岡山県津山市、４、大分県中津市、５、鳥取市鹿野町、６、岡山県総社市、７、三重県明和町、８、京都府与謝野町、９、広島県廿日市市、１０、鹿足郡吉賀町、１１、山形県中山町、１２、愛媛県大洲市、１３、山口県萩市、１４、山口県宇部市、１５、山口県山口市、１６、広島市、１７、ささつな自治体協議会防災研究並びに災害支援協定――これは津和野町を含めて２０自治体が入っております。なお、ささつなとは、支える、つなげるという意味であると伺っております。

以上の自治体と、災害等で職員派遣や応援派遣、また物資の提供等の相互応援の状況はどのようなでしょうか。

次に、今後、友好自治体または応援協定等の締結の計画はあるでしょうか。

１として、石川県能登地方の自治体。これは弘安５年とあります。今から７４２年前、鎌倉幕府の命により元寇、つまり蒙古襲来に備え、石川県能登から津和野の木部、木曽野に吉見頼行公が着任され、津和野町の基礎を築かれた吉見公の出身地であります。

２番目に、福岡県久留米市。久留米藩有馬氏から天保１０年、今から１８５年前に養子として来られました亀井津和野藩１１代、稀代の名君といわれる亀井茲監公の出

身地であります。

３番目に、邑智郡邑南町日貫地区――これは「ひぬき」と見えますが、「ひぬい」が正解であります。日貫地区。亀井津和野藩の飛び地、ここから約１００キロメートル先の旧浜田藩、現邑南町の地区であります。

以上、この２点の質問をいたします。

○議長（草田　吉丸君）　町長。

○町長（下森　博之君）　それでは、４番、米澤議員の御質問にお答えをさせていただきます。

津和野町の災害応援協定や各種協定の締結また協定内容はという御質問でございます。

まず、最初の御質問でありますが、議員が掲げておられます自治体の中で、本町における災害時相互応援協定につきましては、職員派遣にかかる人的支援及び支援物資・資機材の提供にかかる物的支援等に関し、平成２４年１０月１日に東京都文京区、平成２６年１月２９日に京都府与謝野町及び三重県明和町、平成３１年１月２８日に山口県萩市と締結しているほか、平成２５年７月１日から平成３０年１１月２９日までに、ささつな自治体協議会防災研究・災害支援協定を栃木県益子町や高知県越知町など１９自治体、平成２９年３月３０日に災害時の相互支援や防災・減災施策の推進等を盛り込んだ連携協約を山口県山口市及び宇部市と締結しております。

この間の相互支援の状況につきましては、本町が被災した平成２５年山口・島根豪雨災害において、東京都文京区やささつな自治体協議会、岡山県総社市などから災害復旧にかかる人的支援や物的支援等を頂いたほか、文京区からの要請に基づき、平成２８年熊本地震で被災した熊本市へ２リットルペットボトルの水６，０００本の輸送を、本町と防災協定を締結いただいている生活協同組合しまねに御協力いただき対応しております。

また、平成３０年７月豪雨での被災地支援として、岡山県総社市に平成３０年１０月１日から平成３１年３月３１日まで災害復旧にかかる職員（土木技師）１名を派遣し、愛媛県大洲市に平成３０年７月１７日から２０日までボランティアセンター支援業務等にかかる職員３名の派遣と、文京区との共同によるブルーシート１００枚

の提供を行っております。

本年１月１日に発生した能登半島地震では、ささつな自治体協議会加盟の志賀町が被災されたことから、志賀町ふるさと納税の事務代行を本町にて行う支援を行っております。

２つ目の御質問でありますが、災害時相互応援協定等の締結自治体が豪雨や台風等の被害に見舞われた際は、相互に連絡を取り合い被災状況等の把握を行っておりますが、支援要請には至らず相互支援実績がない自治体もございます。

現時点では、議員が掲げておられます自治体も含め、今後新たな自治体との災害時相互応援協定締結の計画はございませんが、大規模災害において町単独では対処することが困難な事態が起きた場合の備えの一つとして、引き続き幅広く関係自治体との協定に向けた取組も検討してまいりたいと考えております。

○議長（草田　吉丸君）　米澤議員。

○議員（４番　米澤　宕文君）　北海道、四国、九州までのこれを数えてみますと、２８市町村との災害応援協定など非常に心強く思います。

この災害応援協定以外の自治体を、私の調べた教育委員会または観光振興課関係になろうかと思いますが、言ってみますので、間違っていたら指摘をしていただきたいと思います。

まず２番目の福岡県北九州市、これは鴎外ゆかり文化振興並びに地域活性化ということで締結等をしておると思います。

３番目の岡山県津山市、そして大分県中津市、この２市については、蘭学・洋学三津同盟の締結ですね。

５番目、鳥取市の鹿野町、これは初代津和野城主、初代の亀井茲矩氏の出身地ということで。

そして９番目、広島県廿日市市、鹿足郡吉賀町、これは津和野街道と認識しております。

１１番目、山形県中山町、これは日本三大芋煮として、あと次にある１２番目の愛媛県大洲市、この２町と日本三大芋煮ということで認識しております。

あと１６番目の広島市につきましては、平和首長会議認定証を受けたと覚えており

ますが、これで間違いがあれば指摘してください。まだここもあるでということがあればお願いいたします。

○議長（草田　吉丸君）　町長。

○町長（下森　博之君）　先ほどの御質問は、そのそれぞれの自治体との協定に関しての確認ということだというふうに受け止めているところでありますが、概ねは御指摘のとおりでありますけれども、正確に申し上げますと、まず６番の総社市とは、特に協定を結ぶという形には至っておりません。あくまでも災害が発生をしたときに過去の実績の中で相互に協力をしたというところでございます。

これはもう少し詳しく言うならば、総社の市長さんが、文化財関係でございますけれども、史跡整備の関係でございまして、その中国地区協議会の会長をされておりまして、私が副会長という立場でございます。その史跡整備のいろんな事業や協議会の活動を通した中で、会長・副会長としてふだんから御縁があると。そういうときにたまたま津和野町でも災害が発生し、また総社市でも災害が発生をしたときに、そういうつながりの中で相互に応援をし合ったというのが過去の実績であります。協定を結んでいるわけではございません。

それから、１６番目の広島市でございますけれども、これもその平和首長会議というのが御指摘がありましたけれども、それに類する会議があって、津和野町もそれに加盟をしているのは事実でありますけれども、そこはもう全国から数多くの自治体が加盟している会議でございまして、特にそれを通して災害時の相互応援ということはございませんし、広島市と協定を結んでいるということではないというところが正確なところでございます。

以上でございます。

○議長（草田　吉丸君）　米澤議員。

○議員（４番　米澤　宏文君）　はい、分かりました。

次の友好自治体または応援協定締結の計画はということで、まず１番目の石川県能登地方の自治体。これは、吉見氏は津和野城を築かれ、そのおかげで今年の１１月４日、三浦広島大名誉教授、落語家の春風亭昇太氏、これもかなり有名です。そして津和野町応援大使のＫＡＯＲＩ氏、この３名が来町され、津和野築城７００年記念シ

ンポジウムが開かれました。これも津和野城あってのことであり、大変吉見氏というのはすばらしい方だと思っております。

２番目に、亀井茲監氏の出身地、久留米市でありますが、茲監公は、藩校養老館の充実を図り、近代日本哲学の祖・西周、文豪であり軍医総監であった森鴎外、国学者であり明治天皇の侍講・福羽美静など、多くの明治文化の先駆者を輩出された藩主であります。

また、幕末の徳川の第二次長州征伐には、長州が隣の藩であり、本当に難しい立場に置かれたといろんなものを返り読んでみてもありますが、いろいろ苦慮の末、この戦いを見事、無傷で乗り切られました。あと時代の先駆者である著名人は、たくさんこの養老館から出ております。

３番目の邑南町日貫地区でありますが、日貫は、津和野藩の最東端――一番東ということで、「飛び地・日貫を伝えたい」の新聞記事が令和５年７月５日の新聞に、そして今年、令和６年１２月４日の「日貫小学校６年生が日貫名所案内地図を作成」、この中の記事にも、かつては津和野藩との文字が記されております。

多くの津和野藩・飛び地がある中、日貫地区は津和野藩の飛び地・日貫、そして、津和野奥筋往還道でつくる、つなぐ歴史などの冊子を日貫在住の○○さんが自費出版されております。この津和野への思いが大変ありがたいと思っております。

この○○さんが出されたのは、この本であります。これは津和野町の松島弘先生並びに、郷土館の職員の方の御協力を得ながら作られたと申されておりました。

この以上３地区は、例えば亀井茲監氏の時代になってから、１８５年前から、吉見氏の時代、７４２年前の長いつながりであり、ぜひ何らかの友好関係といいますか、つながりを持っていただきたいと思っております。と思いますが、町長、いかがでしょうか。

難しいかもしれません。例えば邑南町の日貫地区は１地区です。邑南町を差し置いてまではできんと思いますが、何かすごい津和野に思いを寄せている地区ですので、何らかのことができれば――できればでよろしいですが、ちょっとお答えをお願いいたします。

○議長（草田　吉丸君）　町長。

○町長（下森　博之君）　なかなかのちょっと難しい御質問でもあるなと思いながらですが、津和野町、本当にこの歴史・文化のまちでもございますので、一つ一つのこの文化を深めていくということ、これについていろんなそういうゆかりのところとやっぱり交流をしていくということは、非常に重要なことではないかというふうに思っております。

実際、先ほど最後に邑南町の日貫地区のお話も出ましたけれども、これまでもこの鳥取市の鹿野町でありますと、鳥取市全体というよりも、その合併前の旧町時代からの付き合いということもあったかと思いますが、鳥取市の鹿野町のという１地区の、現在はそこでの交流があるということでもありますので、決してこの日貫地区と交流をしていくということが不可能なことではないというふうにも思っております。

ただ、やはりその交流をしていく上では、具体的にどういう取組をしていくのかということが重要であるわけでございますので、また、そういうことも含めていろいろ検討もしてまいりたいというふうに思っております。

先ほどからいろんな今、自治体との協定締結をしてまいりました。例えば三津同盟でありますとか、それから芋煮の関係の中山町、大洲市の関係とか、そういうものというのは、津和野町から声をかけたということではなくて、ほかの自治体から津和野町に一緒にやりませんかというお声がけをいただいて、津和野町としてもそれに賛同して加わらせていただいたというような経過でございます。

それから、三重県の明和町、与謝野町、これも史跡整備の関係でありまして、全国史跡整備協議会という協議会において、この津和野町も含め三つの町がその役員に加わっております。これはもう私も、その前町長、それから更にその前の町長さんはちょっとそこまでは分かりませんが、前町長さんからは確かに覚えておりますけれども、協議会の役員をしてきたということで、年間何度も首長同士で顔を合わせてきたというお付き合いの中で、明和町から声をかけていただいて、賛同して津和野町も加わらせていただいたというような経過でもございます。

それから、そういうようなところであります。文京区もそうであります。基本的には本当に津和野町というのは、歴史文化財が豊富なので、ほかの町から声をかけていただいて、そしてそこに加わらせていただいて協定を結んできたというのが、これま

での流れでございます。

今、挙げた自治体は、もう私が町長に――協定を結んだのは町長になってからでございます。そういう意味では、非常に協定を結ぶ自治体が、ここ今、私も町長になって１５年でありますが、この間に相当な数が増えてきた事実もございまして、やはり一つ一つ協定を結ばせていただいた自治体との交流というものを今はしっかり定着させて深めていく、そこにも専念をしていくということがやはり大事ではないかというふうにも思っているところでございますので、三津同盟も先日、西周シンポジウムを、これは毎年やってきたことでありますが、その関連としても位置づけてもいて、そういう事業もやってまいりましたし、それから芋煮のほうも相変わらず現在も続いてもいるところでもあります。

それから明和町、与謝野町も、これも文化・教育・観光・防災と、そういう形でこれから三つの町がいろんな具体化した事業を進めていくということにもなるということであります。

文京区は、これまでの交流事業を本当にたくさんやってまいりましたが、これからも更に継続していくというようなことでありますので、いろんな既存の事業を、これからも協定を結んでいる自治体としっかり連携した具体的な事業を進めていきたいというところでもあります。

そういう中で、今回いろんなこのほかの自治体、これからということで御提案をいただいたわけでありますけれども、やはり町の負担、しっかり今までの協定を結んでいるところとより一層これを結びつきを深めていくということと、これから更にどれくらいの数が増やしていけるのかというところのバランスもしっかり検討しながら、今後については、今、その御指摘なところについても検討をしてまいりたいとそのように思っているところでございます。

○議長（草田　吉丸君）　米澤議員。

○議員（４番　米澤　宕文君）　この３点につきましては、歴史の重みといいますか、何百年も先の前のことですので、ぜひいろんなことを考えていただきたいと思います。

なお、この日貫地区というところは、この津和野奥筋往還道というのは、約９０キロ山の中を通ってくるそうです。日貫地区から鉄砲丁、ここまでに山の中を通ってく

ると。平地を通ると田んぼが潰れるということで、山を切り開いて。ただし、年貢は米ではありません。紙、和紙を、海路だから恐らく浜田港へ出て運んで、年貢として納めたと聞いております。そういうことで、ここもですが、大変昔に戻って何かしていただきたいと思っております。

それと、吉見氏の能登半島ですが、先ほど回答がありました。１月１日発生の能登半島地震で志賀町に支援されたということですので、大変よかったと思います。能登、能登と言っても５市町あります。どこから来られたのか分からんけれども、志賀町が挙がったということは何か縁があったんかなと思っております。これはささつな協議会の中ですが。

それでは、次の質問に入ります。

２番目として、米作付け時期の変更試験栽培を提案したいと思っております。

お米は寒いところがおいしいというのは、もう東北地方、例えば魚沼産コシヒカリとか、もう話にならん高値で取引されております。

現在、津和野町の田植えは４月上旬頃、収穫は９月頃で、約５か月間と思っております。米は寒い地方の東北や北海道がおいしいと言われていると、これはもう皆さん御存じのとおりと思います。島根県でも仁多米とか、やはり寒いところがおいしいと。仁多米もかなり高値で取引されております。

近年、地球温暖化で９月収穫は真夏並みの暑さであります。例えばこれは提案ですが、農林課で、７月田植え、５か月後の１１月下旬、１２月前後ですかね。の５アール程度の試験栽培はできないかということです。

４月田植えの９月収穫後も、２か月半の１１月中旬で稲が６０センチから７０センチに育ち、籾の中は少し白い、つまりシイラ状態であります。写真にも出しておりますが。今、津和野町でも、いろんなところでこういう黄金色の田んぼを見かけます。すばらしい、きれいです。

これは、阿東町でもこんな状態、もういろんなところで。昔はあんまり見なかったような気がするんですが。この時期の籾の中はシイラ状、かんでみたところちょっと白いのがあるくらいでした。しかし、稲の中の穂はもう黄金色で、ものすごいきれいです。５か月あれば籾が育つということは、もう普通の栽培でもそうですが、もし、

これで収穫に成功して米がおいしかったら、各地から視察に訪れ、全国的に注目されるかもしれませんと思っております。この試験栽培は可能でしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　町長。

○町長（下森　博之君）　それでは、米作付け時期変更試験栽培についてお答えをさせていただきます。

水稲の作付けにおいて、全国的に夏場の高温障害による米の品質低下や収量減少の影響が出ておりますが、津和野町においても、品質低下による１等米比率の減少等、猛暑への対応は喫緊の課題となっております。

今年度、島根県農業協同組合西いわみ地区本部、島根県西部農林水産振興センター益田事務所、益田市、津和野町、吉賀町及び島根県農業共済組合石西支所を構成員とする石西地域農林振興協議会において、暑さに強く、コシヒカリより熟期が早い極早生品種である「つきあかり」の栽培実証を、農事組合法人「なかその」の御協力により行いました。実証の結果、「つきあかり」の単収は６４２キログラムとなり、令和６年度の津和野町基準単収４９３キログラムを大きく上回る結果となっております。

本州において水稲作付けが最も遅いのは、６月下旬の田植え、１０月上旬の収穫であり、７月田植え、１１月下旬収穫の試験栽培は全国的にも珍しい試みであると思います。試験栽培をするためには、栽培時期に適した品種の調査等が必要なため、関係機関と連携を図りながら協議を行いたいと思います。

○議長（草田　吉丸君）　米澤議員。

○議員（４番　米澤　宏文君）　ただいまの答弁で、つきあかりを農事組合法人なかそのが栽培されているということは初めて知りました。そして、この中の単収６４２キロ、これは１反、２反の反でしょうか。初めて聞くような言葉なんですが。

○議長（草田　吉丸君）　農林課長。

○農林課長（山下　泰三君）　単収でございますが、１０アール当たり、単収、１０アール当たりの収穫量を示したものでございます。

○議長（草田　吉丸君）　米澤議員。

○議員（４番　米澤　宏文君）　今年の１２月３日の新聞記事で、３年連続最も暑い夏――暑い夏じゃなくて秋でした。秋。９月、１１月の平均気温が１．９７度高い、

約２度高いということで、この状態はもうずっとほぼ、温暖化もありますので、これが続くと思っております。

１１月は、ここらの地方でも稲刈りが最適な時期ではないかと思っております。稲刈り後に、例えば麦やほかの野菜など、栽培する二毛作が可能であれば、農家の所得向上につながるのではないかと思っております。更にこの二毛作をすることによって、麦など海外の輸入に依存している物品の自給自足の向上にもなるのではないかと思っております。

１１月初旬ですが、これですが、１１月初旬にちょっと籾をかんでみたところ、シイラ状だったですが、１２月の初旬に、１か月後にちょっとかんでみると、結構中は白かったです。これはすごいなと思ったんですが、２か月半でそれぐらい育っております。

例えば、ちょっと感想というか、１１月初旬に、施設に入っておったあるお宅のお年寄りが家に帰ったと。目の前の田んぼが真っ黄色だと。これはいつ稲刈りするのかというぐらい間違えたそうです。

もうどこへ行っても、結構この風景は目にします。ということで、二毛作の可能性も十分あります。麦は前年度秋に植えて６月に収穫、ここらでやると。ということは、その後、稲を植えてもそのサイクルでいけるのではないかと。麦でなくてもほかの野菜でも十分期間はありますので、７月まで可能ではないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　農林課長。

○農林課長（山下　泰三君）　議員御質問の二毛作、また二期作の件でございます。

まず二毛作というものは、同じ土地で１年に２種類の作物を栽培する耕作形態を二毛作というふうに言われます。二毛作は、町内ではごく僅か取組をしておりますが、キャベツ、それから牛の飼料、ほぼほぼその２件ぐらいであるというふうに承知しております。

また、二期作です。二期作につきましては、同じ土地で、年２回同じ作物を栽培し、収穫することということで、一般的には米についてということが多いです。

二期作の状況でございますが、日本における二期作ということですが、高知県や鹿

児島県、沖縄県など年間を通じて平均気温が１６度以上の温暖な太平洋側の地方で多く見られます。台風の影響を避け、多くの収穫を上げる目的で行われてきました。第一期作のもみまきを３月上旬から中旬に行い、７月中に収穫され、第二期作は７月中旬から下旬に行い、１１月上旬に収穫されることになります。

米の生産量がその需要に対して過剰となり、生産調整が行われている状況から、二期作はほとんど行われなくなっているという状況にあると聞いております。また、食味の良い米が選考されるという事情から、二期作に適した品種の選択が難しいという状況もあるそうでございます。温暖な地域でしか二期作は行われることができないため、島根県では現在のところ検討はされていないということでございました。

それから、町長答弁の中で、つきあかりの御紹介をさせていただきましたので、ちょっとその実証実験につきまして、この場をお借りして御報告のほうをさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

つきあかりの現地実証実験でございますが、つきあかりは、２０１６年――平成２８年に新潟県上越市で誕生しました。コシヒカリより２週間早く収穫できる早生品種で、つきあかりの名前は、炊き上がりが艶やかで輝いていたことから命名されたということでございます。

この実証実験に至るまでの経過でございます。

令和５年度までに島根県が行った現地実証等の結果では、平坦部での多収性は確認されましたが、中山間地域での栽培データがありませんでした。そこでコシヒカリからの品種転換の誘導に資するために、中山間地である栽培データ収集と生産者への認知度向上を図るため、津和野町の中曽野に展示圃を設置されたものでございます。つきあかりの生育の年次変動を調査して、管内生産者への情報提供を図る目的でございました。

調査田の状況でございますが、津和野町中曽野、標高が２５０メートル、対象の面積が３０アール、日照条件につきましては、年間通じて中ということでございます。これまでコシヒカリを作付けしておりますけど、平均収量は４１０アール当たりの単収が４８０キロの圃場でございました。

この実証実験の田植え、稲刈り時期でございますが、田植えが４月の２９日でした。

稲刈りは８月の２３日でした。この単収の目標６００キロに設定をされて取組をしたところですが、収穫収量は単収６００キロを大きく超えます６４２キログラム。等級につきましては、全て一等米であったということでございました。

お米の粒、見た目でございますが、つきあかりとコシヒカリの粒は、粒の大きさが異なるので並べると違いがすぐ分かりまして、粒が大きいのがつきあかりということであります。

あと食味です。日本穀物検定協会が主催している食味・官能試験では、つきあかりの食味は、コシヒカリの同等以上。４時間保温した後の食味は、コシヒカリより優れていると評価されているということでございます。

ちなみに、令和６産米の価格でございますが、コシヒカリの一等米が８，３００円でございましたが、つきあかりの一等米は７，９５０円で、価格差が３５０円の差でございます。

○議長（草田　吉丸君）　米澤議員。

○議員（４番　米澤　宏文君）　今年も米不足ということで大変な騒ぎになっております。二期作はできないとは思いますが、ほかの収量を増やして、先ほども言いましたように、二毛作で農家の収入アップ、また、やる気を出していただくこともできるのではないかと思っております。

今、この方式でやっているところは、農家の方にも聞きましたが、聞いたことがないと。誰もやっていないことをやるのがいいのではないかと私は思っております。そんな１町も２町もやるのではなくて、例えば５畝、５アールぐらいで試験栽培をされてみて、農林課は田んぼを持っていないので難しいかもしれんですが、どこかに依頼して実証してみるのもいいのではないかと思っております。

よそがやる前に、実証実験は、これは提案ですので回答は要りません。やってみませんか。

以上です。終わります。

○議長（草田　吉丸君）　以上で、４番、米澤宏文議員の質問を終わります。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

○議長（草田　吉丸君）　それでは、以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後２時05分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年　　月　　日

議　　長

署名議員

署名議員